

第七十回 参議院 商工委員会 會議録 第二十一号

昭和四十七年十一月十日(金曜日)
午前十一時五十一分開会

委員の異動

十一月十日
新任 勅木 亨弘君
林 虎雄君
補欠選任 片山 正英君
須原 昭二君

出席者は左のとおり。

委員長 佐田 一郎君
理事 川上 為治君
矢野 登君
竹田 現照君
藤井 恒男君

委員

赤間 文三君
植木 光教君
小笠 公韶君
大谷 藤之助君
片山 正英君
林田 悠紀夫君
細川 護熙君
山本 敏三郎君
阿具根 登君
小野 明君
大矢 正君
須原 昭二君
中尾 辰義君
原田 立君
柴田 利右門君
須藤 五郎君

国務大臣 通商産業大臣 中曾根康弘君

政府委員

国務大臣 有田 喜一君
経済企画政務次官 木野 晴夫君
経済企画庁調整局長 新田 庚一君
外務省経済協力局長 御巫 清尚君
通商産業政務次官 安田 隆明君
通商産業通商局長 小松 勇五郎君
通商産業貿易振興局長 増田 実君
通商産業企業局長 山下 英明君
通商産業繊維雑貨局長 斎藤 英雄君
中小企業庁長官 莊 清君
事務局長 菊地 拓君
常任委員会専門員 中江 要介君

説明員

外務省アジア局 外務参事官 中江 要介君

本日の会議に付した案件

○委員派遣承認要求に関する件

○派遣委員の報告に関する件

○海外経済協力基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐田一郎君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、勅木亨弘君が委員を辞任され、その補欠として片山正英君が選任されました。

○委員長(佐田一郎君) 委員派遣承認要求に関する件についておはかりいたします。
石狩炭鉱における災害の実情調査のため、委員派遣を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(佐田一郎君) 御異議ないと認めまして、派遣委員、派遣期間等の決定は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(佐田一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐田一郎君) この際、派遣委員の報告に関する件についておはかりいたします。
先般、当委員会が行ないました委員派遣については、各該委員からそれぞれ報告書が提出されておりますので、これを本日の会議録の末尾に掲載することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(佐田一郎君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(佐田一郎君) 次に、海外経済協力基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。有田経済企画庁長官。

○国務大臣(有田喜一君) ただいま議題となりました海外経済協力基金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

海外経済協力基金は、東南アジア等の開発途上地域における産業の開発及び経済の安定に寄与するため、その開発または安定に必要な資金を供給する等の業務を行ない、わが国経済協力の推進に重要な役割りを果たしてまいりましたことは御承知のとおりであります。

海外経済協力基金の業務のうち、開発途上地域がその経済の安定に資するため必要な物資の輸入を行なう場合、当該輸入に必要な資金を貸し付けるいわゆる商品援助につきましては、開発途上地域がわが国から物資を輸入する場合のみに限る、いわゆるタイドの援助方式となっております。

しかしながら、このような援助供与国からの輸入との結びつきを条件とするタイドの援助方式につきましては、これをできる限り早期に廃止し、援助の効率化を促進すべしということが、最近、強い国際的要請となつているところであります。

一方、最近の経済情勢にかんがみ、政府としては、去る十月二十日、対外経済関係を調整するための諸施策を決定しましたが、この施策の一環として、援助が直ちにわが国の輸出に結びつくことのない、いわゆるアンタイドの援助を供与し得るよう所要の措置を講ずることとしたのであります。

このように、当面の対外経済関係の調整に資するとともに国際的な要請にも対応し、わが国の経済協力政策の一その推進をはかるため、海外経済協力基金による商品援助のアンタイディング化が可能となるよう、この法律案を作成し、国会の御審議をお願いすることとした次第であります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

改正の内容は、開発途上地域がその経済の安定のため必要と認められる物資の輸入を行なう場合に、わが国以外の地域からの輸入についても、海外経済協力基金は、当該輸入に必要な資金を貸し付けることができるようその業務を拡充することであり、

改正の内容は、開発途上地域がその経済の安定のため必要と認められる物資の輸入を行なう場合に、わが国以外の地域からの輸入についても、海外経済協力基金は、当該輸入に必要な資金を貸し付けることができるようその業務を拡充することであり、

改正の内容は、開発途上地域がその経済の安定のため必要と認められる物資の輸入を行なう場合に、わが国以外の地域からの輸入についても、海外経済協力基金は、当該輸入に必要な資金を貸し付けることができるようその業務を拡充することであり、

改正の内容は、開発途上地域がその経済の安定のため必要と認められる物資の輸入を行なう場合に、わが国以外の地域からの輸入についても、海外経済協力基金は、当該輸入に必要な資金を貸し付けることができるようその業務を拡充することであり、

改正の内容は、開発途上地域がその経済の安定のため必要と認められる物資の輸入を行なう場合に、わが国以外の地域からの輸入についても、海外経済協力基金は、当該輸入に必要な資金を貸し付けることができるようその業務を拡充することであり、

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(佐田一郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(佐田一郎君) 速記をつけてください。これから質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○大矢正君 海外経済協力基金法の一部改正に關連をしてお尋ねをいたしますが、今回のこの基金法の改正のねらいとするところの一つは、俗に言われる南北問題、経済協力に關連したわが国の融資に対する規制の緩和を通して、もちろん、この程度のもので国際的に認められるというような処分じやありませんけれども、まあいづれにしても、そのようにして南北問題に対処しようとするわが国の態度をあらわそうという意味だろうと思ひますし、いま一つは、当面最大の課題であります円対策の一環としてこの基金法の改正を企図しているのだと思ひます。そこで、主として円対策に關連をして、先般も大臣と私、切り上げ問題にかみいろいろ議論をいたしました、その続きというわけではありませんが、重ねて円対策問題で意見を承りたいと思ひるのであります。

通産省は、田中総理の指示もこれあり、質管令によつて輸出の規制を、最悪の事態においてははからうと、もちろんその前の段階では、業界内部における自主的な輸出の規制ということをや、もしそれができない段階においては質管令によつて政府の権力による輸出の規制、こういう一つの段階を経て貿易収支の改善をしようということだと思ひますが、私は、その結論から申し上げますと、質管令の発動それ自身に問題がありはしないかと。今日質管令を発動して輸出を規制しようとする考え方それ自身が、法律的にも現実的にも問題点がありはしないかということを感じるのであります。

私は、実は先般来、この外国為替及び外国貿易管理法、昭和二十四年制定、その後一回改正をい

たしておりますが、この法律が制定された当時の速記録を検討してみました。特にこの中で私は感じましたことは、この法律の第一条の目的と、それから第二条に再検討項目というのがございます。これは私は読み上げるまでもなく、この再検討事項というものは、まあ言ってみれば、本来、この金の面においても物の面においても、対外的な取引の關係というものは法律によつて規制をするのではなくて、やはり自由を基調としなければならぬのだと、その目的達成のためにという前提で再検討事項というものがあつて、逐次この制限的な事項は、これを廃止もしくは緩和をしていく努力をしないといふことが法律の中にうたれておるわけですね。と同時に、政府がよりどころとしておりますこの質管令それ自身は、本来的にこの種の国際収支の黒字基調というふうな段階で輸出を抑える意味で、これを使用するといふことを、私は、速記録の中を通して実は感じ取つておるわけでありまして、でありますから、まずお尋ねをいたしますことは、私は、根本的に質管令の発動などというふうなことは、これはやはり考えるべきことではないかと思ひます。

それから、第二点目といたしましては、現状、この質管令を発動し輸出制限をしようとしても、事實上、非常に業界の完全な協力がなければ困難で、これは大臣も御存じかどうかかもしれませんが、繊維の輸出規制をやるとして、現実にはもう政府が輸出規制をしようとしてもできない。やっぱり業界が自主的にやらない限りはできないといふことが、実際問題として対米折衝の過程の中から明らかになつていったといふような事実を見ても、これはもう質管令があるからこの最後の切り札としてこれを使うんだから、お前らどうだといふおどかしで使つてゐる意味では、ある意味においてはそれは有効かもしれぬが、実際に法律で輸出を制限しようとしても、非常に實際上無理があるといふことになるのじゃないかと思ひます。

その前に、基本的にはこの大きな問題であつたら申し上げるやうでなんですが、本年度は当初七十億ドルから八十億ドルと言われていたやつが、九十億ドル以上になるのではないかと、すなわち、貿易収支の黒字というものがですね。そのうちに、貿易収支の黒字と増加の傾向にあるといふ言ひながらも、九十億ドル以上の貿易収支のアンバランスといふものは、国際的にその全貌が明らかになつてくれば、急速にこの円に対する圧力がいま以上に加わつてくることは明瞭であります。し、時期的に見ますれば、年明けにはかなりアメリカはもちろん、ヨーロッパ諸国その他の国々から日本に対する圧力が及んでくる危険性もありまして、一体その七十億、八十億、九十億ドルといふやうな膨大な貿易収支上のアンバランスを質管令をやつて、まあ通産省は、私が聞き及んでい

る限りでは、十億ドル程度の輸出を引き締めるという考え方でもって円問題が解決できるなどというやうな、もちろん、それは大蔵省は大蔵省なりで別な意味においてやつてゐる面もありまして、この法律本来の基金で対外経済協力をすること、もちろんいろいろあるにいたしまして、も、やっぱり基調となるのは、貿易収支がアンバランスなところに、この外国からの非常な攻撃があるわけですね。ですから、この問題をどうやって解決するかといふ基本的な態度なり考え方がなけりや、小手先細工でもって質管令を発動して一時的に輸出を制限してみたところで問題の解決にはならぬし、円対策には私はならぬと思ひます。いま一時的に逃げるのはいいかもしれぬけれども、年明けまでの対策としてはどうもやうなものではない。極端な表現をすれば、質管令を発動してもやるんだといふことは、言うだけの話であつて、実際に実行しないうちに円切り上げに追い込まれ

てしまふといふやうな危険がありはしないかといふ感じが私はするわけですね。それから、まあ三十分しか私に時間がないので、それから、まあ三十分しか私に時間がないので、去年の十二月、御存じのとおり、ちょうど一年になりますか、切り上げ率一六・八八%ですか、約一七%、それに変動幅二・二五%を加えますとほぼ二〇%近い円切り上げ、二割に及ぶ円の切り上げといふものがたいへんなショックを与えた。これは大臣がこの間も言つていたとおり、中小企業対策を考えれば軽々に円の切り上げはできない、それは当然のことだと思ひます。中小企業問題を考えれば、私は、中小企業にとつては重大な問題だと思ひます。その質管令をちよこちよこつてみるとか、条件を緩和してみるとか、輸入の関税を下げてやつてみるのとちよこちよこつてみるのとちよこちよこつて、そのやうな程度で結局は円切り上げにまた追い込んで、しかも、追い込まれても、わずかな三%とか四%変動幅を若干上回るやうな切り上げ幅程度ならいざ知らず、一〇%、一五%というやうな円の切り上げがまた行なわれるやうな事態が発生をいたしますれば、それこそ中小企業をめたためにしてしまふことになるのであつて、どうも中小企業を心配するのはあなたも私も同じことなんだが、その心配をする過程の論議がどうもあなたと私とかみ合わないのです。まあとりあえず、私が申し上げたことについてのあなたの所見をお願いしたいと思います。

○國務大臣(中曾根康弘君) 大矢さんの御発言は、一々ごもつともであるといふやうに私も考える点も多うございまして。ただ、質管令だけで足りようとは思つておりません。やはり総合的な仕事の一環として、また政治姿勢を示すという要素も確かにございまして。そういう一環としてこれを有効にその部分においては働かせながら、一部を負担しよう、こういう意味もあります。で、やはりこれは関税の引き下げとか、あるいは輸出金利の引き上げとか、輸入金利の引き下げとか、そ

うい

う総合政策の一環としてこれは行なわなければならない、貿易令というような水ぎわだけでどうしてこれが解決できるものではないかと思ひます。

それから第二に、やはりこれはある程度お説のとおり、業界の協力なくしてはなかなかできにくうございます。それで、輸出組合をつくって自主調整をやってもいい。それで自主調整がどうしてできないもの、あるいはアウトサイダーが非常にはびこるもの、そういうものについては、必要やむを得ざる緊急避難的性格をもって貿易令を発動させる。ですから、これも期限をつけて一年、そういうふうなところ考えておるわけでございます。それで、これはそういう意味で緊急避難的措施を出ない。これが恒常化することとは適当でない。輸出課徴金というものを防ぐという意味もわれわれのほうから見るとございます。そういうさまざまな意味を込めてやりたいと思ひているわけでございます。

それからもう一つは、どの程度有効かという御質問がございましたが、これを数量的にあらわすことはかなりむずかしいようでございますが、まあ一年ぐらゐる単位に考えてみますと、品目でカバーするものが全品目の約三〇〇程度、対米関係について見ると四〇〇をこします。そういう意味において、総合的に網をかける。で、特定品目をねらい打ちにするというのでなくして、ある一定の基準、すなわち三つの基準をつくりまして、輸出依存度が一〇とか、あるいは一億ドル以上のものとか、あるいは金額にして増が二〇〇以上、そういう一律の網をかけまして、そして全般的にならしていい。そういう思想に基づいてやっておるものでございます。それで、基本的には私は、こういう水ぎわ作戦というものでできるものではない。そういう意味においては、為替相場による調整というのも一種の水ぎわ作戦だろうと私は思ひます。それで、やはり経済構造的改革というものが長期的な望ましい方向なのでございまして、そういう意味においては、やはりある程度大型の予算を編成して——その予算の内容が問題

でございますけれども、日本の福祉水準を思い切つて上げる、あるいは社会資本の投下を思い切つて行なう。そういう形でかなり大型の予算を組んで、経済構造的改革を行なつて、そして欧米並みの社会経費というものが生産構造の中に入つてくる。そういう形のほうが現在の日本にとつては好ましい。私は、少なくともそういう考え方に基づいて経済政策を進めていくべきであると考えております。

○大矢正君 この間の委員会では、私は野党から、小幡の切上げを考えたほうがむしろ将来を展望する際にいいのではないかという議論を展開して、いろんな人から、おまえさんは野党なのかと党議のかといふことまで言われましたけれども、私はいまでもその考え方は変わっておりません。私は、一〇％とか一五％などという大幅な切上げに追い込まれる以前に、小幡に、やはりどうしても国際収支の改善をしなければならぬものならばやってみて、影響を少ない形で、それは二度か三度か受ける事態があるかもしれないが、そういう形において、根本は産業の体質改善をしなければならぬのじゃないかと思ひます。その点は、大臣がいま言われたことは私も非常に一致する面があるんですよ。為替面からやったり、あるいは貿易面からやったり、いろんなことをやっても、これはあくまでも一時的な、応急的な処置であつて、基本的には、七十億ドル、九十億ドルというような貿易収支のアンバランスというものがなぜ生まれるのか。それで、それをどうすれば是正できるのかといふところに焦点がなると、まただらだと、来年の二月なり三月なり四月になれば一五％、一八％というふうな切上げに追い込まれてしまふ心配があるが、大臣、あなたのいまの答弁は全く私も同感な面がずいぶんあるんですよ。基本的にはあるんだが、具体的に、それじゃ通産省がそういう将来の大きな展望に向かつてどういふことをするのかといふのをあまり聞いたことがない。

出るのが。これは日本の売り込みが激しいから出るのか。売り込みが激しいなら売り込みをもつてコントロールするようになことをやれば直るはずだけれども、そんなもんじゃない。それももちろんあるだろうけれども、そんなもんじゃない。もつと、日本の産業構造それ自身が——わが国の国内の景気の上昇問題とももちろんからむけれども、日本の現在の産業構造それ自身が、外国に物をとにかくどんなに売らなげなう、売ろうというやうな体制でここ長い間やってきたといふところにいま七十億——九十億ドルというやうな大幅な黒字の出る原因があるわけでしょう。そうすると、ここできにかく転換を打ち出さなげなうののだが、それをどういふやうに転換をしていくのかといふことになる、どうもあまりはつきりしたものはいまでも私、耳にしたことはないわけですがね。ですから、貿易令がいいとか悪いとか、いや、こんなことよりはウイスキーを三本持つてくるやつを五本にしたほうがいいといふけなう話ばかり出てくるけれども、そういうものは出てくるけれども、根本的な話はどうも出てこないんです。

時間もありませんから、もう一回ひとつお尋ねしますが、貿易の収支が大幅な黒字を出すことによって来た原因は何なのか、そしてそれに対して具体的にどう対処するのか。貿易令その他の問題はもうこれ以上議論してもしょうがありませんから、私は申し上げません。その本質論でもう一回大臣にこの際お答え願ひたいと思ひます。また年が明ければ、これは国会が正規に開かれますれば、当然、通産省提出の法案も出てまいりますから、その時点でまた日本の産業構造の改善問題等について十分な議論を私自身もしたいと思ひますが、とりあえず、通産省は、そういうやうな大幅な黒字基調に対しての産業政策として何か変わったことをやろうとされるのか、お答えいただきたい。

○國務大臣(中曾根康弘君) これを過去俯瞰して見ますと、一九六〇年代の後半から最近まで、近代化投資、特に民間設備投資による近代化投資が非常に進んで、それが欧米の水準以上にその蓄積が効果が出てきた、そういう面があるだろうと思ひます。日本があれだけの近代化投資をやっているときに、欧米は民間設備投資あるいは国家資本投資という面が非常に少なく、むしろ、消費とかそういう方向に向いておつたわけでございます。その力がいま出てきて、それで日本の競争力が外国に比べて非常に大きくなつてゐる。

それからもう一つは、日本の労働者、経営者が非常に勤勉であつて、週休二日制もまだやらない。そういう意味において、労働あるいは経営という面から、ある意味における生産性、経済的生産性というものが非常に高い、そういう面もあると思ひます。

で、そこで、いまはそういう考え方をある程度是正して、そして欧米並みにそういういろんなエレメントを近づけていく。そういう意味においてたとえは福祉向上をもつとやる、あるいは週休二日制も欧米並みに早く実施すべきである、年金制度も早く欧米並みに追いつくように思ひ切つてやるべきである、あるいは下水道とか公園とか都市改造をもつと思ひ切つてやるべきである。そういう社会的経費といふものを予算面あるいは経営面においても投下させるようにしなければいけないと思ひます。その中の尤なるもの一つは、公害防除対策、環境整備費といふようなものであると思ひます。今日の公害問題といふものは、やっぱり六〇年代のやうなあまりにも経済的な資本投下といふものの弊害が出てきた要素もございまして、そういう面からしますと、今度の予算で約六千億の補正予算でございますが、実需で一兆五千億ぐらゐ、来年度は思ひ切つて、まあ総理も言つておりますけれども、年金予算にしたい、福祉型予算を徹底的にやつて、いまのような構造変換を行なうべき最も重要な年である。私の試算では、十四兆前後の予算を組んだほうがいい、さもないとやっぱりの蓄積といふものがやまないといふ危険性もあります。その十四兆近

くの予算の大きな部分に社会福祉費というもののウェイトを占めさせてやるべき段階である、そう考えます。そういう形によって日本の大きい意味の社会構造あるいは経済構造の転換を開始すべきである、そう認識しております。

○大矢正君 大臣のいまの御発言は、まあ私も野党といえども一致する面が非常に多いと思います。そういう意味で、私もすなおにそのとおり承っておきたいと思えます。ただ、これは皮肉を申し上げるわけじゃないのですが、この間ある人が私にこういうことを言ったのです。いままでも通産大臣はくさんおなりになって、いろいろな人がいろいろな発言をされておる中で、毎日のように新聞に大臣の談話が出るのは、中曽根通産大臣が一番多いというのです、就任以来。なるほど、私も田中通産大臣をはじめ——私もこの委員会だけで十年くらいおりますから、ずいぶん長い間大臣を見てきておりますが、なるほどそう言われてみると、これは中曽根大臣になってからずいぶん、通産大臣はこう言ったとかいうような記事がもう毎日のように出ている、このごろ少し減っているように見えます。まあそれ自身は非常にけっこうなことなんだが、どうも出るわりには何かしらぬが、それが実行に移される面というのか、それなりの効果というものがあがっておられないんじゃないかというように言う人がおりました、私も言われてみれば、これはまあ全部全くそのとおりだと言ふと大臣に失礼にあたるからそこまでは申し上げませんが、やっぱりそういう議論も、これは確かに議論としては成り立つかもしれないなあという感じは実はしているのですよ。

そこで、今度のこの円問題は、予算委員会ですぐいぶん衆参それぞれやられておりますが、私の時間も二、三分しかないですから、希望意見として私が申し上げておきたいと思うのは、やっぱり貿易管令の発動というものは、あくまでもこれは強権でありますし、先ほど大臣みづから言っておるように、業界が協力しない限りは、これは通産省のいまの力でもって輸出規制なんというのは、現実

的にはもう実行ができません。実際実行が困難なわけですね。ですからそういう面で、極力やっぱり輸出に対する調整というものは、部分的にはやらなければならぬ部分があるけれども、それはやはり話し合いをして、特に、むしろそういう面でも、たとえば自動車なら自動車の輸出制限をかなり大幅にやっ——これあたりが一番金額的にも多いということ、かりにやったと仮定しますと、これは私が申し上げるまでもなく、自動車ぐらいた下請、俗にいわれる中小企業のウェイトの高い産業はないわけですからね。そうなるべくと、それがもたらがぶつてきますね。ですから円切り上げの問題とは別に、輸出調整の問題で中小企業がまたかぶつてくるという面が出てきます。これは少なくとも七割以上は、私の認識に間違いがなければ下請ですからね。中小企業を中心とした下請で自動車というものはたしか成り立っているはずですから。そうなるべくと、輸出調整をそれ自身が、あなたが望んでおられる中小企業を救わなければならぬということと全くこれは反することにもなるわけ、私は、自動車を何もかばう意味で言うのじゃなくて、一つの例を申し上げますとそういうことになるわけ、やっぱり小手先のことでなくて、その本質を十分ひとつ踏まえて、特に中小企業に対する被害を極力回避する意味において円対策問題とは取り組んでもらいたい。田中総理も、通産大臣をやっておる間は非常に慎重だったんだが、総理大臣になったとたんには質管令をやるぞとか、やれ輸出税を設けるとかいうようなことを言っていて、だいたい通産大臣時代とは違うことを盛んにのろしをあげておるようで、まあ苦しい立場はわかるけれども、やっぱりもっと大きな全体的な視野に立って円対策問題をとくと考え、特に通産省の場合には、やはりいろいろな意味で中心的な役割りを果たさなきゃならぬ責任のある役所であるという立場もありますから、私は、ひとつここでやってもらいたいということを希望意見として申し上げます、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長(佐田一郎君) 中曽根通産大臣、何かありますか。

○国務大臣(中曽根康弘君) 御意見よく私たちが理解できますし、また、われわれとして検討をしなければならぬと思われる問題も御提議をいただきましたので、私たちが御趣旨に沿って努力してまいりたいと思っております。

○中尾辰義君 第三次の円対策が十月二十日に発表になったわけですが、この五項目の中で、特に第一次、第二次円対策から目新しいというものは、関税の一律引き下げ二〇%、あるいはまた輸入割当ワタの拡大、これは対前年度比三〇%増に拡大する、なお、輸出貿易管理令の機動的運用、こういったところがまあ新しく感じられるわけですが、そこで、はたしてこれで円の切り上げを回避できるのかどうか、私どもは疑問に思うわけがあります。ところが、それと符合を合わせたように、十月二十日の東京の外為市場が、御存じでしょうが、これは一億ドルを上回るドル売りがあった。そのあくる日は、さらにそれを上回るドル売りが殺到しておる。こういうようなことで、これはもう明らかに外為市場がこの三次円対策に對し不信を表明しておるようなものである、私はこう思うのです。またいろいろな論調だとか、いろいろと財界等の意見を聞きましても、今度の円対策というのは、円の再切り上げ防止対策じゃない、再々切り上げの防止対策と違うかと、そういうような極論まで吐くような意見も出ておる。

そういうことでお伺いをするんですけれども、きのうはきのうで、また総理大臣が予算委員会において、円の切り上げは回避する、回避ができれば相当な責任問題である、ここまで強力に言っておるし、言明をされておるわけですが、はたして今回の円対策で、政府は円の再切り上げを回避できるかどうか、その辺お答えを聞いておきたい。それはやるとおっしゃるだらうけれども、一応その確信のほどを私はお伺いをしておきます。

○国務大臣(中曽根康弘君) 全力をふるってやったらできると思っています。わりあい日本のジャーナリズムは円の問題に鋭敏過ぎるという気がいたします。IMFにおけるシェール演説等も、非常に日本に対して円再切り上げを要望するような内容であったように一時報ぜられましたけれども、実はそうではない。国際経済における一般理論を述べておるので、いままでも言っているようなことを集大成しているもので、何も日本をねらい撃ちにやっった演説ではないようです。それで、各国はスミソニアン体系を維持していこうという熱意においては少しも変わっていない。一国がそれがくずれるという、一浪万波を生んで、非常な影響と被害を他の国も受ける、そういうところから、できるだけくばる各国の協力によって現状で推移していこうと。ですから、ポンドがあぶない、リラがあぶないとなると、みんなが助け合ってその場を補充すると、そういう態度をとっておるところであります。で、いま外国で、早く円を再切り上げせよと日本に強く言っている国はないと私は思っております。やはりスミソニアン体系を維持して、そして安定していこうと、そういう考えが強いので、日本が必死の努力をして、そしてその傾向がある程度出てくれば、外国も努力がわかってくれるだろう、それには多少時間が要ります。それで、今度補正予算を組んだり、あるいは十月二十日の円対策をやったのはみんなそういう努力のあらわれで、最近の模様を見ますと、輸出、輸入に非常な乱調子が出てきておる。輸出が一時減りかけておったのが、ぽこっと急にまた出てきたり、また輸入が増大しておったのが少し減ってきたり、また輸入がぽこっと二十一億ドルにもなるというふうになってきた。なかなか乱調子のところが出てきているわけでありまして、これは、やはり日本の努力というものがあつた程度少しづつ出始めたという形ではないかと私思ひます。

それで、この十月二十日にやりましたものはかなり思い切った線を今度を出して、関税の二〇%一律引き下げであるとか、あるいは輸出金利を上

げるとか、いままでもなかったようなことをやっております。貿易令にしても、これは臨時緊急避難措置ではございますけれども、貿易令を発動するようなことは、八月ごろだれも考えていなかったのだらうと思ふんです。しかし、私は、そのころからその検討を命じておりまして、いつでも発動できるだけの態勢を整えて研究しておくと、そういうことも言ひまして、それから、ともかく、田中総理がニクソン大統領やその他とうまく三年以内にバランスをとるといふことを言っておるんですから、やはりこの国際的に言つたことは日本の政治家が守らぬといふと、この前の繊維問題みたいに国際的不信感を持つと、それが一番おそろしいことであると思ふんです。そういう面から通産省当局に命じて、そして、自分の省のことではないけれども、いまの関税引き下げ以下一連にわたる基礎研究を命じておつたのでござい

ます。それで、総理が向こうから帰ってくる間に各省の調整をやらうと総理と打ち合わせして、そして二十日に決定したと、そういうことなので、内輸を申し上げますと、通産省の諸君が非常に努力をして各省と折衝して促進したと、そういうことがあつたのであります。今後もうそういう意味におきまして、通産省が率先していまの貿易バランスを回復するように努力していきまするならば、私は、いままでの総合効果が漸次出始めて、そしてかりに選挙でもありましたら、選挙が終わつたらかなり大型予算の全貌が出てくると、それがまた影響してくるだらうと思ひます。大型予算の相が出てくると、それ自体がまた輸入の増大という方向に導いてまいりますから、私は、そういういふるんな総合効果は出てくるので、これらの努力を必死にやりましたら円の再切り上げは回避できると、そう考へております。

○中尾辰義君 それじゃ、いま大臣がおっしゃった答弁として一応私も理解しますけれども、大体いつごろまでに、あなたのいまおっしゃつたような答弁からしてこの効力は出るというふうに判断されますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 円の切り上げの効果がが出るのは大体二年ぐらひであると、こう言われております。で、そういう意味で、円のこの前の切り上げの効果は、一年たつたばかりでございまして、これからいよいよ出始めると、しかし、これらの今度の十月二十日のものはかなり即効的なものもございまして、そろそろもう順次出てくるだらうと、そう思ひます。来年の正月以降にはある程度顕著に出てくるのではないかと、そう思ひます。

○中尾辰義君 まあ、それまでに諸外国の円再切り上げの圧力がかかってくるかもしれないし、あなたはおかたつてこないようなことをおっしゃつたけれども、今後のこれは展開を見てみないことにはわからぬことです。そこで、政府が円再切りをどうしても避けるという方針であるならば、今度の円対策の場合にも問題になりました例の大蔵省の輸出税との関係ですね、むしろ、この輸出税をかけたほうが公平に、しかも効果的じゃないかと、こういうかなりの意見もあるようです。あなたのほうは貿易令で踏み切つたことになるわけですが、輸出税と比較してどういふ点が貿易令のほうにメリットがあるのか、一べん対比してひとつお答えを願ひたいと思ふんです。

○国務大臣(中曾根康弘君) 貿易令のほうは非常に機動的に、それから業界の意向をある程度尊重しつつ業界の協力を得てやりやすい、そういう関係にあると思ひます。輸出税の場合は、税法改正をしてやつたりいたしますから、一たんきめられますと、それが固着して、それがまた円再切り上げへの口臭となる危険性も非常に多いのでございまして。現に西ドイツの場合はそうでありました。しかし、貿易令の場合は、法律によるそういうものでなくして、行政措置として、政府の施策としてやつていくものでありますから、取つたりつけない自由であります。そういう意味で緊急避難的な要素がかなりあると思ひます。それから、それから業界に対して行政指導をいたしまして、内面的な協力を得て実行する、そういう意味において効果

性がある、そう私は考へております。

○中尾辰義君 それじゃ、反論しておつたのでは時間がかかるのですが、輸出税のほうは、一定の税金を払いさえすればそれから先は幾らでも輸出ができるわけですね。こういうメリットもあるわけですよ。貿易令のほうはどうちかという管僚統制になつてくる。そこで不公平な面も出てくるし、いろいろ政治的に事務的な問題があつてはたしてできるのかどうか。しかも、これをこまかくやつていったら、業界別に、各社別に、輸出の仕向け地に対しての品目別にこまかい規定までしなければならぬ。そこまできちつとできればいいかもしれないが、その辺のところ、これからどうおやりになるのか、もう少し貿易令はこれからこういうような方向でやるといふ、そういう点を明確にしたいだきたい。それが一点。

それから、貿易令が出た場合、ある品目、業種によつては、特に中小企業等におきましては犠牲者が出るかもしれないが、そういうところに対して、ちよつと昨年の日米繊維協定のときに過剰繊維の買い上げとか、ああいうのがありましたが、救済措置といふものをどういふふうに考へていらっしゃるのか。それで終わります。

○国務大臣(中曾根康弘君) 貿易令及び現在の行政措置によりまします場合は、輸出組合をつくらせまして、そうして業界全体の割り当てが何ぼ下がる、あるいは何ぼになる、それを業界内部でどの分野は何ぼ、どの分野は何ぼというようにそれを各社別にまた配当して、それを業界内部でやつてもらひます。そうでないといふと実際はわかりません。で、業界の自主性を尊重してやるといふことが一番賢明なやり方ではないかと思ふのです。こまかいことは局長に答弁させます。

○中尾辰義君 二番目の救済措置はどうですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 貿易令を発動する場合も、中小企業に対していろいろ特別なこまかい配慮をやらうと思つております。この点も局長から答弁させます。

○政府委員(増田実君) ただいま中尾先生の御質

問に対しまして大臣のお答えいたしましたのに、若干補足させていただきます。

まず、割り当ての方法、確かに先生御指摘のように、企業別にこれは輸出の割り当てをやらなければならぬわけではございまして、御指摘のように、業界の協力がなければこれは非常にむずかしいといふ内容でございまして。現在、私も各業界と個別的に話をしております。そして、そうして業界の協力を得て、また業界が十分納得し、理解して、そしてこういう制度をやつていこうといふことでお話し合ひをしております。円の再切り上げを避けるためにこの方法が、やはり緊急やむを得ざる方法であるといふことについては御理解いただいていふと思ひますが、ただ現実には、じゃ、各企業どういふ割り当てをするかのこまかい点、また企業によりましては後発、先発といふいろいろありまして、単に実績の伸びだけではなかなかその基準にならないといふ点がございまして、そういうことをこまかくきめてやつております。

それから第二点、中小企業にいろいろ問題があつた場合どうするかといふことでもございまして、私が、私も今回対象にいたします品目は、むしろ日本が輸出に強い品目でございます。また、将来こういう品種がむしろ日本の輸出になつていく業種であると、こういうふうに思ひますので、それらの業界に非常な打撃を与えて将来の輸出のにない手である業界に対して重大な影響を及ぼさないといふ配慮をいろいろしておるつもりでございまして。ただ、いかにせん、非常に最近、これらの品目の伸び率が急増いたしておりますので、それを若干下げていただくということで、具体的に申しますと、従来の伸び率が、もう少し詳しく申さなければならぬが、簡単に言ひますと、数量ベースで従来の伸び率を半分にしていくといふことでやつております。ですから、決して現在輸出されているものをいまより減らして、そしてそういう業界、ことに先ほど大矢先生からお話ありましたように、下請になる中小企業の業界に致命的な打撃を与えるというような措置はいたさないつも

りでございます。また、この質管令がかりました、仕掛かり品その他いろんな問題出ましたときには、これは当然輸出保険の対象になる、こういうことでその分の救済措置をやるというふうに考えております。

○柴田利右門君 時間もございませんし、大体一時までということだというふうに承知をいたしておきますので、私、簡潔に御質問を申し上げたいというふうに思います。

政府のほうとしては、円の再切り上げの問題については、いま審議の対象になっておりました質管令の問題、あるいはきょうの午後審議がされるいろんな一連の法案の問題、さらには今回上程をされております補正予算の問題、いろいろな面からせつかく御努力をいただいておりますように見ておりますし、それぞれ総理はじめ、円の再切り上げの問題については絶対回避をするんだと、こういうふうに言っておられます。しかし、まあ私も見ておきますと、メーカーなり商社なりのいろんな動き、そういう面から輸出の決済を急ぐと同時に、輸入の決済は延ばすように自衛手段も講ぜられておると、したがって、せつかく御努力をいただいておりますのにこういう前提で御質問を申し上げるのもどうかと思っておりますけれども、実際、円の切り上げは、いま言いましたような国内でのとか、あるいは海外でのいろんな圧力、そういうものを考えてみますと、政府のほうでおっしゃっておられるような形で進むであろうかどうかという点について危惧の念を持たざるを得ませんし、あるいは避けることができないのではないかと、いろいろなことも考えられるわけですが、前回の例からいって、何といつても中小企業にとつては、非常に、もし不幸にして円の再切り上げというふうなものが出てくるとすればたいへんなことになるのではないかと、こういうふうに思っています。したがって、こういう点について考え方をひとつお聞かせを願いたい、こう思います。

○国務大臣(中曾根康弘君) 円の再切り上げを回避するために内閣全体をあげて努力しておるとい

うことは、いままで申し上げたとおりでございます。しかし、これがためには一省だけの仕事でなすものではなくして、輸出面、輸入面、それから国内経済政策面、全般にわたって総合的な対策を継続的にやっていく必要があると思っております。それから、政府がそういうきつ然たる政治姿勢を示して、不動の信念と方策を持っているということを示すことも、また心理的に非常に重要であると思っております。先般来、ドル売りが少しございましたけれども、内閣のほうの態度がそういう強い信念を堅持して、あくまでその線で行くという形でございます。それから、最近はその線が少しゆるんでございまして、ともかく、政府がそういう非常に強い決心を持ってそれを貫く、そうして貫き通すということが一番今日大事であると思っております。内閣一体になってやっていくつもりであります。

○柴田利右門君 いま大臣からたいへん力強い、内閣全体としてのこの問題に取り組む決意の表明があったわけでありまして、よく書きもので見ますと、おとりに、国際通貨、平価の問題については、なかなかやはり政策立案者としての考え方、その立場というふうなことを考えながらいろいろなことが言われておるわけでありまして、したがって、先回の切り上げのときの経緯を見ましても、なかなかそのまますなおに聞き取りにくい。もちろんわれわれ自身、円の切り上げは避けなければならぬというふうに考えておりますので、そういう点についてはわれわれ自身も努力をしていかなければならぬというふうに思いますが、しかし、一方においては、それが回避し切れなかった場合のこと等もやはり考えざるを得ないようなこの前の例もあるわけでありまして。

したがって、この円の切り上げをした場合には、もし不幸にしてそういう状態になった場合には、先回の例を見ても、必ずしも産業全体として同じような形で影響を受けるということではないのではないかと、こういうふうに思っています。したがって、これはアンバランス——跛行的な形になってまいります。これによって為替差損が多額に出る

ところ、あるいはその反対に為替差益が出るところ、こういう問題を考えますと、やはりこれを調整するような考え方ひとつ考えられなければならぬのではないかと、こういうふうに思っております。あります、それと関連をいたしまして為替変動保険制度の創設というように、これはお互いにとにかく避けなければならぬわけでありまして、こういうことに言及をすることは、先ほど言ったような考え方ではありますけれども、この機会にこういうものに対する当局の考え方ひとつお示しをいただいております、このように考えます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 為替変動に関する保険制度は、次の国会を目ざして各省間を調整して法案を提出していきたいと考えております。

○藤井恒男君 全部一緒に、時間がないので御質問申し上げますので、一括お答えをいただきたいと思っております。

一つは、質管令が功を奏した場合、要するに、所期の目的を達した場合には、この種のいわゆる統制的な体質というものが固定化するおそれがある。これは先ほど大臣がおっしゃったように、本質的な体質の改正をしなければならぬのだというところからは関係になるが、その辺をどう見ておるかということ。

第二点は、次官がせんだって、これが成功せず、円の切り上げが行なわれた場合には、質管令は当然停止するという発言をなさっておるわけだけども、それはそのような考えであるか、いなか。それから、ドル売りの現状と先物取引の現状から見て、すでに力強くという表現がありますが、再切り上げを絶対回避するという政府の説得力が、実際に即しているのか。このことについてどのように反省しておるのか。先ほど大矢さんの質問にもありましたように、すでに政府は、絶対回避ということをしきりに叫んでおるものの、実際の動きと

いうものは絶対回避じゃないという形です。すべっておるといふ現状ですね、これをどのように考えて対処するかという問題についてお聞きし

たいわけですね。それから、この際、大臣となかなかお出会いきぬので、この席を利用して組織の問題、今日の

問題で二つだけお聞きします。八月三十一日の商工委員会、私は、アメリカの毛とポリエステルダンピング問題について私の考え方を申し上げました。大臣からも全く同感だ、したがって、この問題は、ちょうどそのお

り、田中総理がハワイに立たれる直前であったために、田中総理にも話して、ニクソンさんにもこのことを強く主張するようにお願いしてあるという

ことであつたわけですね。その後、ハワイ会談が行なわれたわけだけれど、田中総理は、ニクソンにわがほうの態度を鮮明にしたか、いなか。さらに、この問題がすでに公聴会を終えておる段階で、もう旬日を経ずして結論を導く段階にきておるわけだけれど、こちらの考えどおりになり

ぶのかいなか。いま一つ、ガットの繊維作業部会でも、化繊の多国間協定への移行について、たいへん危惧される向きがあるわけですね。この現状と今後の見通し並びにこの作業部会の、多少作業が遅延している動きと関連して、E.C.の委員会がわが国に対する規制を行なおうとしている動きも現にあるわけ

です。そうした場合に、これをどのようにカバーしていくのか、以上の点を一括して。

○国務大臣(中曾根康弘君) まず第一点の、質管令が恒久化、体質化するという問題でございますが、これはあくまで緊急避難の措置として発動する場合に、一年の暫定的な期限、期間を設けてやるつもりでございます。それでその実績の動向を見まして、この運用については弾力的に措置していくべきものと考えます。

第二番目に、もし万一再切り上げが行なわれた場合には、これは廃止するの、かという御質問でございますが、もちろん、当然そのときから直ちに廃止すべきものであると考えます。

それから、ドル売り先物に関する政府の態度でございますが、これは先ほど申し上げましたよう

に、いろいろな総合政策をやり始めたところでございまして、特に来年度予算の編成ということとは非常に大きく経済構造に関係することでございますので、これは政府は確信を持って再切り上げせず、こういう形で進むつもりでございます。

それから、毛のダンピング調査の問題につきましましては、田中総理に、行く前にそういうことをお話ししたかどうか、ニクソン大統領とこのことを話したかどうか、その報告を私まだ受けて聞いておりません。私は、しかし、この委員会ですういとお話もございましたから、アメリカの要路に対して直接手紙をあの直後出して、それに対する回答ももらいました。その回答は、関税委員会というのは独立の機関であるけれども、自分のほうは極力努力をしてみると、こういう返事でございまして。

なお、この間ケンドール氏が参りましたときに、この件に関する弁明めいた話を私のところに言いに来ました。こちらのほうは、弁明については耳をかせましたけれども、わがほうの態度については、さらにきびしく言っておきまして、あなたは大統領に近いのだから、この際、大統領の力を使って、この日米間の不幸な事態が起こることを避けるようにやってくれと、そういうことを強く言っておいた次第でございます。

それから、ガットの問題でございますが、ガットに対するわれわれの態度は、多国間と一般的協定をするという方向が正しいと思うので、日本とECとかそういう二国間のバイラテラルのやり方で規制するというやり方については、私たちは反対であります。そういう基本的態度を持って関係各国と話し合っていきたいと思っております。

○藤井恒男君 これでもやめますが、さきのアメリカ政府の高官からの文書というのを発表してもらえないかな。あるいはそれが私的文書であれば発表はむずかしいとも思うけれども、その概要を私に見せてもらえないかな。

それから、最後におっしゃった多国間協定を結ぶ方向へいくことは、これはいままでの一

連の政府の考え方と私は全然違うと思う。要するに、毛合議の問題ですよ。WPの問題ですから、これは多国間協定はやらぬという姿勢でいまま政府は進んできたわけなんです。いまのお話ですと、二国間よりも多国間がいいということであれば、政府のいままでの考え方がまるっきり変わったことになるのです。これは重大な問題だと思ふ。その辺私、調整してお答えいただきたい。

○国務大臣(中曾根康弘君) 返書の問題につきましては、先生のところに持参してお目にかけます。

それから、ガットの問題につきましては、私の思い違いがありましたら、局長から訂正してもらようにいたします。

○政府委員(斎藤英雄君) お答えいたします。ガットの組織のWPでございますが、これはすでに数回開かれたわけですから、その内容は、事実の調査をするという内容で進んでおります。十二月の下旬にはいまの予定でございますと一応報告書を取りまとめるという、こういうことになっております。したがって、現在、事実の調査のみにそのWPの権限が限定をされております。その後の問題につきましては、さらに私どもは慎重に検討したい、こういうふうに考えております。

○藤井恒男君 それでは、この問題は、先ほどの大臣の御答弁はまるっきり間違ひであるわけですから、検討委員会、いわゆる勉強会にとどめるがゆえにわれわれは参加する、したがって、その委員会が即多国間協定に結びつくような措置があれば、われわれは脱退する、席をけて出るといふことを、田中総理大臣も以前から述べておられるわけだから、いまおっしゃったことは全部取り消していただくか、これは重大な問題だと私は思っています。

○国務大臣(中曾根康弘君) 私の思い違いでございましたので、取り消します。

○須藤五郎君 時間がわずかに六分だといいますが、簡単に御質問申しますが、円再切り上げの問題で私もちょっと質問しておきたいと思ひます。

いま、外貨準備高十月末で約百七十八億ドル、その後さらにふえ続けて、現在ではすでに百八十億ドルをこえておる、こういう情勢の中で円の再切り上げは必至と、こういうふうな世間では言っておるわけですね。その点先ほど大臣は、絶対いたしませんと強くおっしゃいましたが、大臣がそういうふうにおっしゃってても、世間ではなかなかそれをそのまま受け取らないというのが現状だと思ふのです。そこで、絶対切り上げないというならば、回避するためにどういう対策を立てていらっしゃるか、その点まず伺いたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 全内閣の総力を傾けて円再切り上げを回避する、これは不拔の信念として実行する、そういうことでございます。それで、この十月の二十日に円対策をきめまして輸出、輸入、それから税制、そのほかの点につきましましてきめまして各項目をいよいよ発動いたしまして、いま実行に着手したところでございます。それから、やはり経済構造のベースを上げるといふことが非常に重要でございますから、補正予算も組んでやっておりますわけですね。補正予算について大蔵省は、初め非常に消極的でございますでしたが、われわれが希望する線の補正予算を今度は組んでもらった、そういうことでございます。

それから、来年度予算がまた非常に重要な意味を持つてまいります。来年度予算につきましましては、先ほど説明したような考えに基づいてやってみたいと思っております。

○須藤五郎君 いま大臣がおっしゃった個々の問題については、またいろいろ質問があるかと思ひますが、最近の新聞によりますと、日産ディーゼルがソ連との契約によりまして、大抵長期取引なんですね、ドル二百五十円というふうな額で長期契約がなされたという記事が新聞に出ております。したがって、大臣がいろいろいうふうなことをおっしゃってても、こういう事実があるとするならば、やはり業界は大きな不安を持たざるを得ない。円切り上げは必至だという考え方の

ほうに向くわけですね。この事実を大臣は否定されるかどうか、この事実をお認めになるか、それが一つです。

時間がありませんから、もう一点、私、質問しておきたいのですが、先日、私は、国会の商工委員会の調査でずっと歩きましたが、中小業者は、円の切り上げに非常に不安を持って、そして燕の例を申しますならば、燕の金属洋食器業界が、こういうことを訴えておりました。せめて、現在契約済みの分だけ、それだけでもいま百八十億ドルから外貨を持っていらっしゃるから、先に契約分だけでも貸してもらえぬか、そしてドルが入ったら、そのドルでお返ししますから、それだけ分を先に貸してもらいたい、何とかできないかどうかという相談を受けました。それで、どのくらいあるんだと言ったら、燕だけで六十億、二十万ドルと、こういう金額をあげて、これだけでも先に貸してもらえぬように、ひとつお骨折り願いたい、こういう訴えがございました。これが可能かどうか、ぜひともそういうふうに取りはからっていただきたい、こう私は思ひます。

もしも円再切り上げ——あなたは絶対やらぬという信念をお持ちのようですが、これは信念だけじゃ解決しない問題だと思ふんです。国際的ないろいろな関係から起こってくる問題ですから、総理大臣や通産大臣、大蔵大臣の信念だけでは解決しない問題だと思ひますが、万一円再切り上げを行なった場合、中小企業、このころは損害をどういうふうな救済なさるのか、そこまで話を話さないと何っておかないと、中小業者は安心をしないだらうと思ひますので、その点を伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) まず日産ディーゼルのことでございしますが、こういう話は聞いておりません。二百五十円なんというの、ちょっとありそうもない話じゃないかと私思ひます。それから第二の、燕の二十万ドルの点は、局長から答弁させます。

それから、中小企業の問題につきましましては、そ

ういうことはありませんが、もし万一そういうようなことでもあれば、これはわれわれとしてはいままでもあらゆる方策を講じてやりましたけれども、さらに念の入った政策を積み重ねてやっていきたいと思ひます。

○政府委員(莊清君) 燕の洋食器業界は御案内のように、アメリカの関税割当制度では数量を制限されたという上に、切り上げということで二重の打撃を受けたのでございます。業界の懸命の努力と、それから当時政府でとりました緊急措置等がささへになりまして、ことしの八月までの一年間の輸出の状況でございますが、アメリカ以外の地域への高級品等の輸出等もございまして、数量で二、三割増、それから輸出単価のほうも何とか苦勞をして回復をいたしまして、同じく二、三割増の状況で、八月までの一年というものは経過しております。予想されたような連鎖倒産というような事態は、そういうことで避けておるわけでございますが、私ども、いま先生御指摘のございましたような輸出について、そういう思い切った措置ができぬかという御要望があったことは承知いたしております。現在、先物相場がある程度どうしても下がっておりますので、円の採算の面では三百八円よりも下で貿易が行なわれておるわけでございます。その輸出契約時の円の相場でドルを借りて、それを銀行に売り上げて、円を取得していくというふうな措置というものは、これはいろいろの問題を伴う非常に大きな問題だと思ひます。直ちに燕の問題に關して、こういふところまで思い切った措置というものは、なかなか講じにくいんじゃないかと考えますが、中小企業対策という面から、今度の質管令等におきまして、こまごましました中小企業関係の金属製品というものにつきましましては、かりに伸び率が大きいものでも、一億ドル未満のものをはずすというふうな配慮もやっておりますし、今後の推移というものを十分に見まして、必要があれば昨年講じたような思い切った措置というものもやっておりますというのが基本方針でございます。

○須藤五郎君 大臣、中小企業の方の中には、こういう気持ちで非常に強いんですね。とにかく、われわれはいろいろの困難を克服してこれまでドルをかせいできた、そのドルが、中小企業だけでかせいだドルだけではありませぬけれども、とにかく、百八十億というふうな金額の手持ちのドルができたんだ、この中には自分たちのかせいだドルもたくさん入っているんだ、ところが、前のときには大企業は自分たちの手持ちのドルがあるから、察知してドルを売って、そうして損失を少なくすることができた。しかし、自分たちはそういうドルの手持ちがなかった、だから売ってどうのこうのというふうなことができなかったと言ふんです。そのためにまともに損失を受けた。だから、今度はそういうことのないように、今日せめて契約済みの分だけでも、自分たちがかせいだドルだから、一たん自分たちに貸してもらえぬか、何も政府に損失をかけるんじゃないんだ、そして自分たちは借りたドルを早く円にかえて損失を少なくしたい、こういう気持ちなんですね。私は、これは中小企業家として当然考えることだと思ふんです。そうしてこういう心配をなくしていくということとは、当然私は、政府当局のなすべきことではないか、こういうふうな思ふんです。日本全国の中小企業家がそういう考えを持っておりまして、大阪へ帰りましてそういう訴えを受けております。だから、そういう中小企業に万が一そういうことがあった場合にも、絶対損失はかけないんだ、この確約をはっきりとなさっておかないと、中小企業家は安心ができない、こういうことだと思ふんです。だから、一番早い例は、とにかく、早くドルを貸してあげて、そうしてドルが入ったときに、そのドルで返してもらおうという手を打てば、これはみな安心するだろうと思ふんですが、それができないとするならば、万が一が切り上げられたときに、政府がはっきりと中小企業家の損失にならないような手を打つ、こういうことをはっきりと中小企業家に私は確約をしておいて

いただきたい、こう思ふんですが、大臣どうですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) ドルをお貸しするという構想も首肯できる構想でございますが、しかし、それはある意味においてはドルヘッジという形で再切り上げを促進するような危険性もなきにしもあらずでございます。やはり政府としては、再切り上げ防止に全力を注いでおるところでございます。いまして、もし万が一そういうことがあった場合には、やはり中小企業対策については迷惑をかけるないように万全の政策を打つ、こういうことで御了解いたしたいと思ひます。

○委員長(佐田一郎君) それでは、午前の質疑はこの程度とし、午後二時二十分まで休憩いたします。

午後一時二十分休憩

午後二時二十六分開会

○委員長(佐田一郎君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

午前中に引き続き海外経済協力基金法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○竹田現照君 最初に、非常にばく然としたお尋ねですけれども、この経済協力の結果が一体どういうことになっているのかということが大体問題だらうと思ひますけれども、それについてどのよう

に政府側としては把握をされているのか、ひとつお答えいただきたいと思います。

○政府委員(木野晴夫君) 海外経済協力につきましては申し上げますと、わが国が現在、海外協力として申し上げているかと言いますと、二十一億ドルいたしておるのでございます。この趨勢を見てまいりますと、五年前は六億ドルでございましたから三倍強の増加を示しております、その伸びはどの国よりも大きいと言へるのでござい

ます。しかしながら、アメリカが七十億ドル、西独が十九億ドルということでございます。また量的にはさらに協力してほしいという要望もござ

います。

で、問題点の一つは、民間協力を入れてございまして、政府間の援助で申し上げますと五億ドルでございます。実はDACの平均が国民所得のGNPの〇・三五%であります。わが国の比率が〇・二三という比率でございまして、一つは量的拡大をはかるとともに、質的には政府の援助をもっとふやしてほしいという要望がござい

ます。先ほど申しました全体の額といたしましては、GNPの一分をば行なうべしという要望がございまして、それに対してはGNPの〇・九六

六という数字が、先ほど申しました政府開発援助では〇・二三、DACの平均の〇・三五より

も少ないと、これをば上げてほしいという要望が

ございます。それとともに、条件につきまして、たとえば金利を下げてほしい、それから据え置き

期間を延ばしてほしい、返済の期間を延ばしてほ

しい、そういった条件をソフトにしてほしいとい

う要望がございまして、それからまた、商品援助に

つきましては、タイドでなくてアンタイドにして

ほしいと、そういう要望がございまして、

ただいま先生の御指摘の、海外経済協力はどう

なっておるかということでございますが、わが

国も国際協調のもとに伸びていかなきゃならぬ国

柄でございます。また、貿易収支が非常に好転

いたしておりますので、経済的にも力がついており

ますので、開発途上国からのそういった要望にこ

たえて、今後、ますますこの線を伸ばしてい

かなきゃならぬんじゃないかと、このように考

えておる次第でございます。そしてまた、有田大臣

から提案理由の説明がございましたが、円対策の問

題の一端といたしましていろいろ項目ございま

すが、その一つといたしまして、海外経済協力を

積極的に推進、拡大しようという線がございま

して、現在その線を進めておると、こういう状

態でございます。

す。四十二年の法律改正のときには、例のインドネシアの商品援助の問題で改正が出されたんですが、たとえばこの商品援助について、四十六年ですから約五年ですね、当初の法律改正の目的としたようなものが実効面においてあがっているのかどうかということですね。

それから、商品援助についてあのときの最後の質疑で私から総理にお尋ねをしたときも、また、わが党の同僚議員がお尋ねしたときも、その商品援助というものについてはあまり好ましくないという答弁があったんですね。今度も何か衆議院ではそういうようなお答えがあったようですね。私も、私がインドネシアの経済企画庁長官にこの経済援助の問題についていろいろとお話を聞いたときには、日本の中でのこの商品援助に対する考え方と現地の考え方とは必ずしも同じじゃないですね。ですから、そういうようなもので、まあインドネシアならインドネシアに限定されてもよろしいです、例です。わが国が何か目的としたというか、期待をしたというか、そういうような面にこたえ得る実績というものがあがっているのかどうか、こういう点です。

○政府委員(新田庚一君) 先生御指摘の第一点の、一般的な経済協力の効果の問題につきましては、これは基金なり、あるいは輸銀の融資機関が海外に事務所を持っておりまして、それが絶えずそのあとのフォローをやっておるといふ点、あるいは在外公館が絶えずプロジェクトの進行状況その他を把握しておるといふ面、さらに昨年、一昨年あたりから外務省が中心となりまして毎年数チームの調査団を派遣しまして、国別に日本の経済協力がどのようなパフォーマンスを持てているかという点についてかなり詳細な調査をして、そしてまあ一応経済協力やりまして、いろんな技術的な問題とか、あるいはその資金面の問題とか、あるいはその原材料の質の問題とか、いろんな関連産業との関係の問題とか、いろんな問題ございまして、そういう点の問題点を把握しまして、自後の技術協力なり資金協力のひとつの重

要な参考資料にしていくというふうな扱い方をしているわけでございます。

それから、第二点の商品援助の問題でございます。御指摘のとおり、商品援助の規定は四十三年の基金法の改正で、その当時、当面の問題としてインドネシアの問題を取り上げて改正を行なったわけでございますが、その後インドネシア以外にフィリピン、ビルマ、韓国というふうな四か国を対象にして経済協力基金としての商品援助を行なっているわけでございます。で、インドネシアにつきましては、御承知のように、商品援助そのものはたまたまお話をしましたように、やはり援助の本質と申しますのは、経済発展のためのプロジェクト援助というものが援助の本筋だろうと思えます。ただ、最近の発展途上国の状態を見ますと、特に七〇年代、まあ六〇年代を通じて、むしろ南北の格差が開いている。特に国際収支とか、あるいはインフレ問題というふうな当面の問題が非常に大きな問題になっておるといふ点が、おとしの国連の総会でも発展途上国から強く指摘されたわけでございます。七〇年代の援助のあり方として、やはり発展のためのプロジェクトもさることながら、経済の安定のための援助も強化すべきであるというふうな強い意見も出されておるわけでございます。したがって、やはり発展のための足場としましての経済の安定、すなわち国際収支の打開と、つまりインフレの収束という点が商品援助の一つのねらいになるわけでございます。日本もそうでございますが、国際的に援助の大体四割ぐらいが商品援助に充てられておるといふのが現状でございます。

御指摘のインドネシアにつきましては、六八年から商品援助をやっておりますけれども、御承知のように、六六年当時からはスカルノ時代の遺産と申すべき経済破綻状態にあったわけでございます。年間物価騰貴率が八〇%というふうな非常に極端なインフレの状態にあった。国際収支ももちろん悪いと、経済成長率が二%だといふふうな非常に極度に悪い状態にあったわけござ

いいますが、その後IGGI—対インドネシアグループという先進国のグループがございまして、日本もその一員として参加したのでございまして、IGGIを中心としましてインドネシア経済の再建をいまはかりつつある。国際収支は昨年、一昨年あたりから貿易収支に関する限りは若干の黒字になってきておる、物価も大体五%程度に落ちついておる、経済成長も七%ぐらいの成長になっておるといふふうな、かなりのパフォーマンスをあげておるわけでございますが、一方、国際収支全体としましては、やはり貿易外の赤字が非常に多うございまして、しかし、やはり国際収支全体としてはなお五、六億ドルの赤字になっておる状態でございます。完全には立ち直ったわけではないのでございまして、そういうことで、インドネシアのこの数年間の動きは非常にいい方向に向かっているというところは言えるんじゃないかと思えます。

○竹田現照君 今度の法律改正もそのことを多少は目的にしているかとも思いますが、日本の経済協力の中身について、御承知のいろいろな批判が国際的にありますし、受ける側からも、先ほどお答えがありましたようにいろいろと注文が多いわけですが、たとえば政府ベースの開の信用供与というものが非常に大きい。だからこれはわが国の輸出市場の拡大ばかりはかっているというふうな批判があるわけですが、最近の諸般の情勢を考えると、発展途上国に対する日本の経済政策というものは、私は、転換期にきていると思えます。そういう点で、いままでの中身を全く逆にするような考え方を持ってもいいのではないかと考えますけれども、この経済政策の転換、それとそれに対する政府側の考えというものは一体、どういふふうなことをいまお考えになつておるのか、この点について……

○政府委員(木野晴夫君) ただいま先生御指摘のとおり、私も、海外経済協力につきましては一つの転換期にきていると申しますか、そういう感じがするのでございまして。その一つは、日本の国

の外貨が非常にたまりまして、経済的にも強くなってきたというわけでありまして。それからまた、開発途上国の日本に対する要望も非常に強いわけでありまして、これに応ずることが、貿易で立って、国際協力をもとにしてやっていくという日本側の国としての責任として、積極的に進めるべき事柄であり、またそれだけの力を持つておると、このように思うのでございまして。

それで、その場合の海外経済協力の形でございしますが、商品援助というのでなくして、やはりプロジェクトを中心にやっていくと、これがオーソドックスの線であらうかと思つておる次第でございます。それから、基金がございまして、前に輪銀がございまして、輪銀が中心にやっておりましたが、基金ができた段階におきまして、基金のほうで条件がソフトでございまして、この基金がこれから出てくるのではないかと、このように思つておるわけでございます。

それから、これは当然のことでございますが、海外援助するからには海外援助を受ける国、開発途上国に感謝をしてもらうという形でなければならぬと思つておる次第でございます。それととも、国連がございまして、各国ともにこの南北問題の解決に努力いたしておりますので、こういった線、これは十分に協調いたしまして進めていくべきである、このように考えておる次第であります。

○竹田現照君 重ねてお伺いしますが、端的に、受ける側の国のいかなる点を第一義として経済援助を行なおうとされているのか、この転換期に即応してですね、この点ひとつ。

○政府委員(新田庚一君) ただいま政務次官からお話申し上げましたように、日本の経済協力の問題点と申しますか、先ほど先生御指摘のように、やはり経済協力の規模はもう世界第二位というふ

うになっていきますけれども、中身を見ますと、政府開発援助のウェイトがこれが二五％、DAC平均は四〇％。反面、輸出信用が三五％、これはDAC平均では二〇％というふうな構成があげこべ、逆になっている点が一番問題でございまして、この政府開発援助は昨年の実績ですと、GNPに対して〇・二三という非常に低い数字、これはDAC平均では〇・三五という平均でございまして、これを発展途上国としましては、一昨年の国連の総会、それからこの春の第三回UNCTADにおきまして〇・七を即刻達成すべきであるという決議をしておるわけでございまして、この点が第一点であります。つまり、日本としましては、ODA—政府開発援助の量をふやすという点が第一であります。

それから第二には、やはりその条件の問題でございまして、このODAの中で贈与の占める比率が日本の場合は二五％でございまして、しかし、DAC平均ではそれが約半分に落ちておる、五〇％を占めているという点で、つまり無償経済協力ウェイトが非常に小さいという点が第二でございまして、これが今後、無償部分の供与をできるだけふやしていくという点が一つの課題になっておるわけです。

それから第三としましては、借款の条件の問題でございまして、日本の昨年の平均条件が、金利でいいますと三・五％、そして返済期間が二十二年、据え置きが六・七年というふうになっております。これがDAC平均は二・六％で、それから返済期間が二十九年でございまして、かなりの開きがある。この条件をもっとソフトにすべきであるという点が、これは発展途上国の一般としてだけであって、日本の現在置かれてる地位、立場から見ても、もっとソフトにすべきであるという強い主張が日本にあるわけであります。そういう点、いろいろ政府開発援助をめぐって日本に対する発展途上国の要望が非常に強いものがあるわけだとして、そういった要望にできるだけこたえていくということが、これからの日本の経済

協力のあり方の一番重要な点じゃなからうかと思っております。

○竹田現照君 ところで、いまお答えになりました、たとえば条件緩和あるいは無償援助の拡大、これはまあ先進国との対比からそういう方向に行かなければならぬわけですが、その点の具体的な方法なり目標なりというものをどの点に置いてお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(新田庚一君) 政府開発援助の〇・七という目標は、確かに現状の〇・二三という数字から見ると非常にかなり高い目標になるわけでございまして、この春の第三回UNCTADにおきましては、これは西独も同じでございまして、けれども、いついまだに達成するという時点のコミットはしておらなかったでございまして、けれども、やはりおそくとも一九八〇年までは達成しなければいけないというふうな考え方が一つのコンセンサスになっておるわけでございまして、そうしますと、年率で伸ばしますと七五年あたりは〇・四ぐらいになっていなければいけない。ということは、当面DACの平均は〇・三五でございまして、現在のDAC水準に少なくとも七五年くらいまでは達成しなければいけないという一つの目標になるわけでございまして、その中における贈与の比率をその過程において引き上げていくわけでございまして、いづれにせよ、具体的には今後の五年なり十年の経済成長がどういうふうになるか。もう少し、現在、経済企画庁でも新しい長期計画を策定しておりますけれども、それを見ないと具体的な数字は出てまいりません。しかし、いづれにしても、従来よりも政府資金、その中における政府出資、つまり、財投でない政府出資のウェイト、これを従来よりかなり飛躍的にふやさないといけないという問題があるわけだとして、これは長期計画の策定を待って具体的に検討してみたいと考えておる次第でございまして。

○竹田現照君 検討といったって、これはちょっとわからないのですけれども、外務省の試算で政府の円借款の平均金利が三・九、貸し付け期間が二十一年四月、これでいくと一九八〇年に元本が三百二十億、利子が七十億になるのですけれども、いまもちょっと一九八〇年に触れられておりましたけれども、こういうふうなことが少しく緩和されるには、どういうふうなことが少しく緩和とされておるのか。たとえば、西独は金利が〇・二五、据え置きが十年、期間三十年、イギリスは無利子の八年の三十年、カナダも大体同じ、カナダは無利子の十年の五十年、こういうふうな、非常に日本と比べて、実際返さなくてもいいというふうなもので、極端にいえば、無利子で、据え置き十年で、期間五十年というふうな条件になれば、実際は無償援助みたいなものなんですね。まあそこまではいかないにしても、こういうものと対比しながら、なおかつ、また日本に対する批判等もぐみ上げて、これをどの程度ぐらいたまはさなくちゃならぬだろうという一つの目安というものは、いまだないのですか。

○政府委員(新田庚一君) 申し落としましたが、七〇年代のおしまいに〇・七に持っていく、あるいは先ほど申し上げませんでしたけれども、借款の条件、この十月にDACの上級会議で採択された条件の目標というものが、これはグラントエレメント八四と出ております。非常にややこしいのでございまして、贈与の比率と借款条件を組み合わせたものをそうした数字で保証しているわけでございますが、日本の現在のグラントエレメントが六五でございまして、それを八四に上げると、日本の現状の贈与比率というものが大体三割になっておるわけで、三割という水準で八四というものをみますと、金利が一・五％に返済期間が四十年というくらいなのが借款条件になる計算になるわけでございまして、そういう一つの目標が出てくる。こういうものをかりに八〇年、やはり同じように八〇年という目標を立てますと、今後の経済成長に見合っただういうテンポで全体の経済協力量がふえ、ODAの量がふえて、そしてその中における財政の出資の比率がどのくらいに

なるかという数字が出るわけでございまして。私どもとしましては、関係各省と非公式なそういう検討は絶えずやっておりますのでございまして、これも現在改定中の長期計画ができた場合にどういうふうな数字になるかということも、今後、長期計画ができました場合には再検討するということになると思っております。ただ、その具体的な計画のつくり方、その扱い方という点につきましては、やはり援助と申しますのは相手のある問題でございまして、その扱い方とか、それから国内的には財政の単年度主義との関連もございまして、どういうふうな扱いが今後検討しなきゃいけないが、何らかの形でそういう計画的な実施という点を今後検討しなきゃならないと思っております。

で、具体的には、やはり無償の問題は外務省の海外に対する無償協力の予算、それから技術協力につきましましては海外技術協力事業団の予算の拡充の問題それから借款につきましましては、先ほど事務次官が申し上げましたけれども、やはり最近では条件が非常にソフトになってきておりますので、輸銀と基金両方でやっておりますけれども、基金のウェイトが非常に高くなっておりまして、基金の予算の拡充、特にその中における出資比率を逐次上げていくということによって条件緩和が逐次やっていくように基金の支出を考慮していくという点が今後の政策の重点になるかと思っております。

○竹田現照君 まあ、具体的に数字で答えがでないわけですが、そういういまお答えにあったようなものの、具体的にこうこうするんだというふうなものを、たとえば来年度なら来年度でははつきりできるという状況でいま検討は進められておるというふうな理解してよろしいですか。それならそれで質問は終わりますけれども。

○政府委員(新田庚一君) 何といいますが、そういった毎年の予算、外務省なりあるいはうちでも、私も、基金の予算を組みます場合の一つのものとして、そういう計画と申しましようか、そういうものは絶えず持っておりますわけでござい

ざいます。ただ、それを具体的に対外的にこういうふうな、経済協力をこういう長期計画でやるんだというふうな計画を、はっきり具体的にきめて対外的に出すという事は、これは相手のあることでもございまして、いろんな問題がございまして、その取り扱いについては今後検討したいと思ひますが、そういった事で計画的にやっていたいという事は、従来もやっておりますけれども、今後ますます必要性が強まると、そういうふうな考えております。

○竹田現照君 次に、技術援助の問題についてお尋ねをしますけれども、七〇年の実績は前年比一三・六％増ということになっておりますけれども、これはODAの比率でいきますと四・八％、他のDAC加盟の平均一〇・〇％強に比較してもたいへん低いわけですが、これは何かの理由がございまして、それが、それから、今後この技術協力を拡充するための具体的な対策というものは何らか考へられておられるのか、御説明願ひます。

○政府委員(御座清尚君) 技術協力——政府ベースの技術協力は、主として外務省が主管しております。いわゆる海外技術協力事業を通じて行なっております。このために、技術協力は御承知のように、すべて原則として無償で供与されるものでございまして、したがって、政府の予算の規模に直接つながっております。政府の予算の事業団で使います技術協力の予算の拡充に努力してまいっておりますが、外務省全体の予算のワケがございまして、政府全体としての予算の伸びの問題もございまして、思うようにこれが進んでまいらないのが現状でございます。で、先ほど新田局長から御説明のございましたように、かりに政府直接借款、政府の直接やります開発援助——ODAを一九八〇年ごろに〇・七％というところまで持っていくようにいたしますために、その関連で技術協力の予算を考えると、大体において毎

年これから倍増していかなければいけないというふうな数字になるわけでございます。しかし、とてもそういうふうなぐあいになかなかまいりませんで、今年も明年度予算要求で相当がんばって要求を出していただいておりますが、これがどういうふうな結果になりますか、によりまして、今後のまたカーブもだいたい変わってくるということで、非常に心配をしておられるのが現状でございます。

○竹田現照君 あれですか、具体的に留学生だとか研修生の受け入れ、あるいはこちらからの専門家の派遣というのは、大体どのレベルの者をやるののですか。たとえば留学生は大学のクラスの者と……

○政府委員(御座清尚君) 留学生の点につきましては、主として文部省でやっておりますので、私どものほうで必ずしも直接お答えできないかと思ひますが、研修生につきましては、要するに、日本で研修を受けまして、その者が研修の結果を、本国に帰って本国の技術者を指導できるような程度というところが主たるねらいでございます。それから、こちらから専門家を派遣いたしますのもやはりそういうことで、直接、現場でもって技術指導をするという事ではなかなか間が遠いものですから、先方に参りまして、先方の中級ぐらいの技術者を指導するような専門家を派遣すると、こういうのが主たるねらいでございます。

○竹田現照君 それでは、現地の責任者は、たとえばインドネシアあたりの話では、むしろ日本に求めておられるのは、たとえば日本の農業にしても何にしても、中級というよりはむしろ初級の段階の技術援助のほうを求めているというふうに言われておるんですね、たくさん労働力があるから。これは軍隊にたとえるのはあまりあれじゃないですか、これも言うならば、下士官クラスですね、こういうのをもう少しほしいのだ、そういう意見もあるわけですね。確かにその点は不足をしているのですね、こういう国は。ですから、その点で、たとえば教育、学校のレベルで言えば工業高校あるいは

は農業高校、こういうレベルの留学生あるいは研修生、あるいは専門家で、そういう者の派遣というものを考えていいんじゃないかと、こう思うのですけれども、それはどうですか。

○政府委員(御座清尚君) 御指摘のように、確かにそういう点の要請もたくさんございまして、しかし、一面また、その国におきまして日本人の専門家の指導を受けたあとで、自分たちがたとえば自分の故郷に帰って、あるいは自分のもの職場へ帰って指導する立場にある者の養成を希望している場合も非常にございまして、先ほど申し上げましたのは、後者の場合を主として申し上げたわけですが、もう少し低いレベルのところに対しましては、海外青年協力隊というのがございまして、これはもととはアメリカの平和部隊とか、そういうもののアイデアをならしたものでございまして、日本の場合の青年協力隊は、その後、ややどちらかと申しますと、いま先生御指摘のジュニアエンジニアというふうな形で、もっと普通の専門家がもう少し低いレベルのところ、現場の人のたちの間にまざって働きながら指導するというような形をとっております場合が多くなっております。そして、そういう点では現地の要請にかなりこたえてきているのではないかと思っています。ただ、国によっては青年協力隊を受け入れておらないところもございまして、インドネシアなんかの場合では協力隊をまだ受け入れておりませんので、その点ちょっとまだ問題が残っております。

○竹田現照君 そういう希望もあるわけですから、積極的にこたえになってあげるように、ひとつ私からも要望いたしておきたいと思ひます。それから、経済協力が地域別に見ますと東南アジアに集中をされております。そこで、まあひとつその中でベトナムの停戦協定が近いといふ言われましても、そういう場合に、南北ベトナムに差別なく復興のための経済協力というものはすべきであるという声は、決してわれわれの立場ばかりでなくて、国内で識者の中にもそういう意見があるわけですが、そういうような点については

どのようにお考えになっておりますか。

○政府委員(御座清尚君) インドネシア諸国につきましては、さっそく平和がもたらされましたあげくには、復興ということがまず第一の問題になるわけでございますが、これらの諸国が長期にわたって戦火の被害を受けておりますことからかんがみまして、わが国としてはできるだけの——思想とか、そういう社会体制とかいうことに関係なく、できるだけ復興のための協力は行なつてまいりたいというふうな考えております。しかしながら、この場合に、それぞれの受け入れ国の考え方、また、その他の援助をやはりやろうと思つております諸国の考え方、また、わが国のすでにございましていろいろの機関の考え方、それからわが国内におきまして考え方、そういうものに照らしまして、最も適当な方法を講じてまいりたいというふうに目下検討を進めておるところでございます。

○竹田現照君 あわせてアフリカ、中南米、中近東、こういう方面に対する援助計画をふやしていくとか、拡大していくとか、こういう点についてはどういうことを思っていますか。

○政府委員(御座清尚君) わが国の開発途上国援助の中で、一つの問題として先生御指摘のように、アジア諸国にあまりにも集中し過ぎておる。援助全体の総額で申しますと大体六〇％、それから政府の開発援助で申しますと九〇％ぐらいアジアに集中しておるというのが実情でございます。この援助の地域的配分をもっと考えるようにという事は、DAC等の機関で常に指摘されてまいっておりますので、私も同様に思ひます。現在、地域的配分にたいへん心がけております。最近におきましては、アフリカの諸国に対しまして直接借款の約束がかなりふえてまいっております。たとえば中米に對しましていろいろの意図、うなケースが非常にふえておりますので、今後、だんだんとそういう地域的配分が均衡のとれたものになっていくことを期待しております次第でございます。

○竹田現照君 次に、日中国交回復に伴う経済協力のあり方について、先ほど冒頭で、ものの考え方を転換すべきでないかという点とあわせてお尋ねをするんですけども、このわが国の方針が、借款を与えて日本からの輸入を促進するんだといういままでのやり方ですね、これが今度、中国の場合というのは、これは国連貿易開発会議で周化民貿易次官が演説をしていますけれども、どんな形の援助にしろ、援助を受ける国の主権は厳格に尊重されるべきだ、独立の民族経済を発展させる心からの援助をすべきで、彼らに負担をかけるべきではないと、こういう中国の経済協力に対する考え方と、私はかなりの大きな食い違いが出ています。特に中国の海外経済協力の主力も、やはり東南アジアに向けていますね。そうすると、これからのアジアにおける日中国の経済協力の問題について、いろいろと差が出てくるし、特にこの東南アジアに華僑が多いですからね、華僑と中国との関係。それから、かつての日本の東南アジアの華僑その他に与えたいようなことを考えた場合、私は、日中国交回復後の、特にこの東南アジアに対する経済援助等については、かなり大きくもの考え方を要えていかなければならぬんじゃないか、そういう気がいたしますけれども、この日中国交回復に關係をして、そういう点についてはどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(御座清岡君) 中国の対外援助は、御指摘のように、かなりの分量アフリカ諸国等に行なわれておりますが、現在までのところ、直接的にそういう日本と中国の援助が、まあ衝突をしているとかいような事例はまだ出てまいっていませんが、御指摘のように、今後事態がだんだん変わってまいりますと、そういう点が非常に目立ってくる可能性もございまして、私も、私どももいたしまして、御指摘のような諸点、十分に踏まえて間違いないようにやってまいりたいと思っております。

○竹田現照君 次に、台湾との關係についてお尋ねします。共同声明で、台湾との国交、これ断絶してしまいましたが、これからの経済關係の進め方ですね。国交がなくなつてからいろいろなケースが出ておられますけれども、これからは台湾との關係というものは、どういう方向でどんな形態で進めていかれるつもりなんですか。これはどこですか、経企が通産か、担当のところで伺います。

○政府委員(御座清岡君) 私は、経済協力を担当しております者で、経済協力の面をまずお答えさせていただきます。現在までに、台湾に対しては、政府のいわゆる円借款が供与されておる。それから、若干の技術協力が行なわれておるといふのが現状でございます。すでに御承知と思いますが、台湾に対しては円借款は、昭和四十年に第一次円借款、総額で五百四十億円の約束ができました。その次に、また四十六年に新しい円借款約八十億円の約束ができました。この第一次、第二次の円借款が行なわれておるといふことでございます。

技術協力につきましては、職業訓練のセンターを先方に設置いたしました。そのために専門家が十五名ほど行つておる。それから先方から研修員が約三十人ぐらゐ来ておるといふのが、日中国交正常化の時点におきます現状でございます。で、これらの政府間の關係というものは、日中国交の正常化に伴ひまして一応政府間の關係はなくなるというのがたてまえでございますが、技術協力につきましては、いわば残務整理といったような考え方である。暫定的にまだそのまゝ続いております。うなもののつきましては、今後民間に切りかえてやっていかざるを得ないというふうに考えております。

円借款につきましては、円借款の交換公文は政府間の約束でございますから、一応そこで終わつたというふうに考えられますが、そのもとにおきまして、いわゆる貸し付け契約というものが輪銀もしくは基金との間にできておりますので、これは

どちらかといへばその交換公文の傘の下にはございしますが、契約の性質を持ったものでございます。すでにできておる貸し付け契約につきましては、その後もこの実行が行なわれていくものと、若干のケースにつきましては貸し付け契約がまだできておらないものがございしますが、これらはもともとの交換公文が終つたというたてまえから、新たにまた貸し付け契約をつくるというとはやらないというふうな方針で現在臨んでおるわけでございます。

○竹田現照君 その交換公文のこととはあとで私はお聞きしますけれども、経済關係全般ですと、借款だとかなんとかということばかりじゃなくてですね。これについて国と国とのあれがないわけですから、だから、どういふに具体的には關係持っていくのかと、そういうことを聞いています。

それから、いまも答えがありましたけれども、国交がないわけだから、接触するとしても、民間ベースですね、これが中心になるんだけれども、その場合でも政府としてはどういふ形でそれに関与をしていくのかですね。まあ、いろいろな問題が出てくると思ひますけれども、それはどういふことになるんですか。政府はどんなぐあひにかかわり合いを持っていこうと思ひますか。

○政府委員(増田実君) 今後、日本と台湾の間の經濟關係一般がどういふようになるかという御質問でございますが、日本と中国の國交が正常化したのに伴ひまして、台湾政府とそれからわが国との間の外交關係は持続し得なくなつたといふことでございます。ただ、今後とも台湾と通常の經濟關係あるいは人事交流の問題は、これは引き続き行なわれる、こういう考えでございます。台湾とわが国との地理的な近接性から言ひましても、また従来からの日本と台湾との友好關係から言ひましても、そういうふうに外交關係はなくなりましては文化の問題につきましてもそのまゝ残ると、こういうふうに考えております。ただ、基

本的な外交關係がなくなると、そこにいろいろなやがやが問題が出てきておりますので、これらの問題につきましては、できるだけ従来どおり經濟關係、人事交流關係が続けられるようにということで、個々の問題につきまして、たゞいま外務省の經濟協力局長から円借款の問題、技術協力の問題その他御説明ありましたが、それ以外にもたとえば二國間の貿易支払い協定というものもなくなりました。また大使館もこれはそれぞれ近く引き揚げるということになります。そうなりますと、紛争仲裁のときにどういふようにするかという問題もいろいろございます。

それから延べ払いの取り扱いとか、それから海外投資をどうするとか、あるいは輸出保險について引き続き同じようにやるのかどうかという問題、それから關稅の取り扱い、これは従来特惠を与えております。それから、いわゆる協定關稅で最惠國待遇を与えておりますが、それを引き続きどうするかといういろいろの問題がございます。これらにつきましては、さしたりの問題については一応措置をしておりますが、なお、今後生ずる問題につきましては、先ほど言ひましたように、外交關係はなくなりましては、引き続き經濟關係は持続するといふことで處理していきたいと、こういうふうに考えております。

○竹田現照君 日中の通商條約というふうなものは、これから早急に締結をされる方向に進んでいるのでしよう。これから進めようと思はれているのでしようけれども、中国側がいま台湾の問題についてはあまり言及してないから、日本政府もわが国と台湾との關係を進める上には、台湾の側から日本との經濟面での斷交といふのはやめてこないだらうか、そういう見方があるけれども、そのことがはたしてこれから將來にわたつてずっと維持できるのかどうかということも、これはなかなか微妙な問題でしよう。しかし、そういうものが全般的にいまのところはつきりした見通しは立てられないといふことは十分理解いたしますが、これは

ら北京との間のいろいろな外交折衝の中で、最悪の場合、台湾にあるいろいろな資産——台湾との折衝過程の中で、日本側の台湾に対する出方によつては、向こうにある資産だとか債権だとか、そういうものが凍結をされるという場合が予想されますけれども、そういう場合は台湾側との間に何らかの合意というものがなされているのか、あるいはまた、これを何らかの形で合意をとりつけようとするのか、最悪の場合、それもだめな場合に政府はそういうものに対してどういう救済措置をなさうとしているのか、これはいまのところ想定になりますけれども、考えていらっしゃるでしょうか。

○説明員(中江要介君) ただいまの御質問の点は、先生も御指摘のように、台湾の将来の地位がどうなっていくかということについては、長期的な見通しが立て得る状況でないことは、私も苦慮していることの一つでございますが、今回の日中国交正常化というものが、先ほど来お話がありましたように、日本と中華人民共和国政府との間の関係を正常化するというところに重点があつたわけでございまして、台湾という地域と日本とのいままでの関係及び将来の関係を無理に断ち切らなければならない、あるいは断ち切ることとを目的とするものでなかったことも御承知のとおりでございます。したがって、政府といたしましては、できる限りこの台湾という、日本に近い、また歴史的にも文化的にもあらゆる面に関係の深い地域と日本との間の民間の交流というものは、でき得ることならば続けていきたいという考えでございますけれども、ただいま御質問にありましたように、その台湾という地域を現実に支配している、管轄している当局というものが、いままでは国民政府ということで、わが国との間に公の関係があつたわけですが、今回の正常化の結果として、遺憾ながらこの関係が継続できなくなつた。したがって、そこにおきましても、いろいろの問題について、公の政府間の話し合いでの解決ということは、事実上できなくなるとい

事態になるわけでございます。これは日本政府の本意とするところではないのですけれども、日中正常化の結果としてはまことにやむを得ないものとして受け入れざるを得ない。そこで政府としては、そういう困つた事態が、困難な状態が起きないようにということでは、日中正常化の前後を通じていろいろの手を打つてきておるわけですが、したがってあるいはしたがってあるかどうかは必ずしもはっきりいたしませんけれども、現在までのところ、そういった日本の個人または法人の利益、あるいは財産等について、また、日本人の生命、身体について不慮の事故というものは一件も幸いにして起こっておりません。これは台湾の当局の非常な配慮があつたというふうに思っておりますし、その点は喜んでいるところであります。

で、先般の総理訪中の場合の北京における話し合いでも、日本と台湾地域との間のいままでの関係というものが、それからそれは早急にどうするということわけにいかないだらうということについて、北京の中華人民共和国政府の首脳からも理解が示されたというふう聞いておりますし、したがって、近い将来に、いま御指摘のような資産凍結とか何とかというふうな激しいことは起こらないであらうという希望と期待をしておるわけ

です。にもかかわらず、もしそういうことがあつたらどうするかということについて、何らかの話し合いなり取りきめをしておるかという点の御質問ですが、これはもう、もはやいまの段階では、日本政府は国民政府を相手として政府間の約束なり取りきめというものを結ぶ地位にないわけでございます。台湾の現地当局を拘束するような政府間の約束というものはできないわけでございます。したがって、もっぱら民間のルートといえます。したがって、非公式の接触を通じて国交正常化後、現在まで示された好意的配慮が続くことと期待していくという手段をとる以外に方法はないと。また、そういう意味での非公式の接触なり、

民間の方々の御協力を得ての台湾当局の理解を求める努力は続けておる次第でございます。

○竹田現照君 想定になりますから、これ以上お聞きませんが、それで先ほど経済協力局長は、例の交換公文はすでに効力を失つた、そういうお答えがあつたんですね。それで、その場合、すでにと与えられた借款のワク内でも新しい貸し付け契約を結ぶことはできないんだと、そういう見解があるんですね。そうすると、逆に台湾側が貸し付けの借款について、これはまあ、いま台湾は幸いにして返しているそうですから、問題は起きてはいないようですね。支払いを拒否した場合でも文句をつけられなくなると、こういう点についてはどういふことになるんでしょうか。

○政府委員(御座清尚君) 先ほど申し上げましたとおり、日中国交正常化に伴つて、さきに結ばれました交換公文はその時点で終了したと。しかしながら、それに基づいて行なわれておりましたところの貸し付け契約というのは、これはまだそこでそのまますぐに効力がなくなるといふような規定を含んでおるわけでもございませんので、そのまますぐに効力がなくなるといふのは、その後は結局この貸し付け機関である輸銀なり基金なりと、それからそれを借りておりますほうのものと

の関係になるわけでございしますが、借りておりますほうの側では、債務を忠実に返済するという忠実に履行するし、こちらの貸します側も、その約束に従つて貸し付けをやつておるという形にならざるを得ない。で、御指摘のように、現在台湾側も忠実に返済を行なつておりますので、各機関といたしまして、そういうような事態を極力確保していくという努力を続けていくということ以外にはないかと思ひます。

○竹田現照君 純粹の法律論からいくと、台湾は中国の一部だということを日本が認めたわけですから、国民政府との間にいろいろと取りきめがあつたとか、なかつたとかというものは別として、現に外交上の交換公文なりというものがあつて、それに基づいてやられたことで、こういう国

交の状態になつた場合は、そういう債権債務は北京政府——いまは中華人民共和国政府に継承されるものでか、本来は。

○説明員(中江要介君) ただいまの御質問の前提になつております、台湾が完全に一〇〇%中華人民共和国の領土であるということを認めた場合には、いろいろの国際法あるいは国際先例に基づいて、その地域の債権債務の継承の問題その他の問題が起きると思うんですが、私どもの認識では、先般の統一見解の際にも示されたと思うんですが、共同声明第三項にありましますように、中華人民共和国政府が、台湾は中華人民共和国の不可分の領土の一部であるという主張は、これは理解し、尊重するものでございまして、それをそのまま承認したところまでは踏み切っていないので、ポツダム宣言第八項の立場を堅持するということとまでとつて、それ以上の意見の相違は小異を残したというふうに残つておりますので、ただいまのように、純粹に法律的に最後まで詰めるということとは、まだその段階でないというふうに考えておるわけでございします。

○竹田現照君 まあ、これは北京に行かれた大臣に聞かないとわからないかもしれませんが、たぶん、まあ政治的な措置にならざるを得ないと思ひますからあれですが、それでは、政府がきめた台湾向けの新規の円借款は認めない、それから輸銀の延べ払い資金使用は原則として許可しない、こういう態度表明が出ていますね。これは十月四日の新聞に出ています。そうすると、原則というのだから例外はあるはずだけれども、その例外というのはどんな場合認められるのかですね。これは通産大臣の答弁として、衆議院の商工委員会がわが党の中村委員の質問に答えておるわけですが、それども、その答弁の中身について聞きたいんですけれども、どういふ場合には例外として認められる場合があるのかですね。

○政府委員(増田実君) ただいまの竹田先生御指摘になりました、輸銀の台湾向け使用の問題でございますが、実は、ただいま御指摘になりました

のは、十月三日の衆議院の商工委員会におきまして、中村委員からの御質問で、輸銀使用による延べ払いというものは今後どうなるかという御質問がありまして、これに対して中曾根大臣が答弁いたしましたのでございまして、そのときにはケース・バイ・ケースでよく検討してやりますという事で答弁されておられます。ところが、それに關して記事が非常にまぎれく出まして、ただいま先生がおっしゃられましたように、輸銀の使用は原則としてしないんだというふうに、若干強いトーンで出ておりますが、現在の台湾向けに延べ払い輸出に対する輸銀融資の方針はこういうことでやっております。台湾向け延べ払い輸出に對する輸銀融資については、具体的案件に即し、延べ払い条件その他諸般の事情を慎重に勘案しつつ処理することとしておられるという事で、この原則禁止、例外許可というのではございせん、ケース・バイ・ケースに具体的案件に即しまして、そしてその内容をよく勘案して処理する、こういう方針で今後取り扱いたい、こういうふうな考へております。

○竹田現照君 それから次に、経済協力基金で資金供与を与えている曾分ダムとか高雄第二港口及び南北高速道路、こういうものの建設の状況と、それからこの事業を継続されているわけですが、けれども、こういうものに対してはどういう扱いになっているんですか。

○政府委員(新田庚一君) 御質問の第一次借款で、先ほど外務省からお話がありましたように、借款供与しました五百四十億ですが、その中で経済協力基金から百七十五億のコミットをしているわけでございます。その後八十七億ほど融資をいたしまして、現在、高雄第二港口、これはしゅんせつと工業用地の増設でございますが、これは十四億で、これはすでに完成しております。

それから南北道路、これは五十二億予定しておりますが、これは現在、ローンアグリメントを結んでおりません。したがって、全然工事に入っておりません。

それから曾分水庫ダムでございますが、これが総額百八億予定しておりますが、現在まで融資済みが七十三億でございます。それからローンアグリメントをもちろん結んでおりまして、今後融資予定になっておりますのが三十五億という状態でございます。

で、工事の進捗状況は、曾分水庫ダムにつきましては、ダム工事につきましては九〇%進捗しまして、来年の五月末に湛水を開始するという予定になっております。発電所工事は、やはり来年の五月末に完成する。現在の進捗状況は、取水口が進捗率が六七%、発電機は今月の下旬に据えつけを開始するという予定になっております。土木関係は全部完了しております。

以上でございます。

○竹田現照君 これは引き続いて金は出ていくのです。いまお話しした三十五億ですか。

○政府委員(新田庚一君) 先ほど外務省からの見解がございましたように、この曾分水庫ダムにつきましては、基金と台湾政府との間にローンアグリメントを結んでおりまして実施中でございますので、これは今後とも継続する予定でございます。

○竹田現照君 日中関係で最後にひとつお尋ねしますけれども、田中内閣が発足後、急速に日中国交回復ができ上がったわけですが、この田中内閣成立から共同声明までの間に、いわゆる直接借款あるいは一般案件で協力基金から台湾に援助を行なったものはありますか。ありましたら、その額、内容。

○政府委員(新田庚一君) ございません。

○竹田現照君 それでは、法改正と協力基金の問題についてお尋ねしますが、この法律の改正も、諸般の情勢が円の再切り上げがきわめて切迫している、それでそれを防がなければならぬという緊急対策の一環として出されたわけでありまして、けれども、そうすれば、この改正に伴って十分即効性というものが円対策の中にあらわれなければならぬと思っておりますけれども、私が考える限り、いま

の一部改正で即効性を有するとはどうも思われません。しかし、出されてきたんですからお伺いしますけれども、むしろこの緊急対策と切り離して検討をされ、あるいは法律の改正というものを審議すべき性格のものであるように受け取るんです。それで、緊急対策として出された案ですか、それなら、効果というものを政府側はお考えになっていらっしゃると思うんですけれども、これはどの程度の効果がこの法律改正によってもたらされるのか、ひとつ御説明をいただきたいと思っております。

○政府委員(新田庚一君) 国際収支対策、いわゆる円対策の一環として、やはり貿易収支に並びまして経済協力による資本流出という問題も重要な要素にならうかと思っております。経済協力は最近、非常に規模がふえてきておりますけれども、一面、全部これがタイド援助になっておまして、経済協力をやればやるほど輸出がふえていくというふうな矛盾を持っておるという一面があるわけでございます。反面、発展途上国から、この援助のアンタイングの問題が条件の緩和の一環として、特にこの春以来、第三回UNCTADで強く発展途上国の要望として出ておるといふ両面あるわけでございます。

経済協力につきましては、経済協力基金からプロジェクト援助につきましては現在でもアンタイングができるようになっておまして、昨年、ビルマに約一千万ドル石油探鉱資金を供与しまして、これはアンタイングして供与した実例があるわけでございます。本年に入りまして、インドネシアに対してそういうアンタイング援助をやっております。ただ、特に最近発展途上国が希望しますのは、商品援助についてのアンタイングでございます。これにつきましては、この際、アンタイングの道を開くということが最近の発展途上国の要望にこたえると同時に、日本のこれからのいわゆる円対策の一環にもなるということでこの対策に織り込んだという経緯でございます。

意味の円対策としてどれだけの具体的な効果があるかという御質問でございますけれども、これはなかなか計数的には把握しにくい問題でございます。今後、具体的に発展途上国からこの商品援助のアンタイングをどの程度の規模で要望してくるかという問題、それから、これはこちらとしても今後運用の問題として検討しなければいけませんけれども、従来はタイドでございますので、日本から供給し得ないものにつきましては、お互いに商品援助の場合には品目の選定をいたします。その選定にあたりまして、日本で供給できないものは除外しておるといふ運用をしておりますけれども、アンタイングにした場合には当然これは、日本で生産ができなくとも発展途上国が要望するものを品目として入れなければいけないというふうな運用をするわけでございますが、具体的に発展途上国がアンタイングの商品援助を求めてきた場合に、この商品選択をどういうふうなかつこうで、つまり、日本の輸出に結びつかないような品目選定というものはどの程度の範囲でできるだろうかという問題もかかってくるので、なかなか計数的な把握は困難でございますけれども、ただ言えますことは、従来の日本からの商品援助の大体八割ぐらいが工業用原材料と、それから機械器具でございます。ところが、発展途上国の貿易の内容を見ますと、大体四割ぐらいが食糧とか、それから鉱産物その他の素原料の関係が輸入の構成になっておるわけでございます。したがって、発展途上国の希望をかなりいれます場合には、日本で生産できないというもののウエイトがかなりふえてくる。そういうものが第三国からの購入に充てられる。ということは、その部分だけ日本からのタイドに、ひもつきにならないというふうなことが言えようかと思っておりますが、具体的に計数でなかなか申し上げにくいので、恐縮でございますが、そういうことかあり

○竹田現照君 いまのお答えは、別に円の再切り上げに関連をなくとも、いままでも要望されてた

ことなんですね。日本の経済協力のあり方についての批判と、同時に受ける側が……。ですから、私は、いま先ほど申し上げましたように、緊急対策としてこの法律を改正したところで、それほど即効性が私はないと思う。むしろ、経済協力のあり方そのものについて、六〇年代、七〇年代、さらにこれからの展望の上に立つてものの考え方を要するんだといったら、その点も含めまして、この基金法の根本に触れた検討をむしろすべきであって、円対策には全然——私は、全然といっちゃ語弊があるかもしれませんが、何かあんまり関係ないような気がしてならないんですけれどもね。政府側も、またいまも答えがあったように、数字で答えにくいというのですけれども、私は、円の再切り上げを防ぐというのは、これは数字で何らかの形が出ないことには納得させられるものではないんじゃないかという気がするんですけれども、それは間違いないんですか。これをやることによってこれだけ減るんだということでない、これはちょっと私にはわからないんです。私の理解する頭がおかしいんですか、説明するほうがおかしいんですか、これいかがですか。

○政府委員(木野晴夫君) 円対策につきましては、十月の二十日づけで「対外経済政策の推進について」ということで、五項目にわたりまして対策を打ち出されたところでございます。御承知のとおり、現在十月末で百七十七億ドルの外貨準備がたまっておりまして、こういった状態をどうするかということであるわけでございます。

それで、その対策といたしまして、輸入を拡大する、輸出の適正化をはかる。そうしてこれだけでドルが減るかということが、直接即効的な話かと思いますが、実は、この問題に取り組むます場合に、御承知のとおり、第五項目で「福祉対策の充実」ということがうたわれておりますとおり、単にドルをどれだけ減らすかということと、この際、国際的な経済体制を変えていこう、国内的な政策に重点を置くようはかっていこ

うということも打ち出されておまして、これを含めてのものが円対策であると私は考えておるのでございます。

それで実は、ただいまの商品援助をばタイドからアンタイにすると、それでどれだけのドルが減るかという御指摘の点も、当然の御質問でございますが、先ほど申しましたとおり、日本の国といたしまして、国際協調の線を進めていく、そういった点からまいりまして、商品援助の場合にタイドであるということは、国際的な要請もございまして、そしてまた、本邦からの商品に限り援助するということはいかがであらうかということとで、この際踏み切ったわけでございます。それで、第四項目に「経済協力の拡充」ということをあげまして、実はそういった意味を含めまして載せておるわけであります。私は非常に大きな意義があると、このように理解しておるのでございます。

それで先ほどの、それではドルがどのくらい減るか、それを数字で言えということでございますが、御承知のとおり、日本から出ております品物は非常に安くていいわけでありまして、これをアンタイにしたからそれじゃほかの国が入ってくるかというもののじゃないかと思うわけであります。

御承知のとおり、原材料、素原材料、それから食料品、そういったものは日本にございせんから、そういった項目も、国際協力の点に取り上げる意味におきまして、数字がふえてくると思ひますし、またある国におきまして、たとえば機械が遊んでおる、原料さえあればといった場合に、それに応じられるということがございますので、私は、そういったドルがどれくらいということをお願い申し上げますが、先生の御質問に答えたことになりませんが、実は、円対策というものをさういふふうに理解しておるということを申し上げまして、御理解願いたいと思うわけでございます。

○竹田現照君 ばくはやっぱり、今度の円対策に基づき法改正の提案というのは、私なりに聞いた

ことについて、やはり具体的に数字なら数字をあげて説明することによって納得をする。われわれを納得させられないのに諸外国を説得させるなというふうなことはどう考えても私はおかしいですね。だから、緊急の円対策としてはどうも私は納得がいかないのです。これはやっぱりこれをやることによって、たとえ一億でドルであらうと五千億ドルであらうと、何らかの形というものが出てくるのだと思うのです。計算はちょっとできないというのじゃ、私は話にならぬと思ひます。どうしても出ないのですか。出なかったら出ないでもいいんですけれども……。

○政府委員(新田庚一君) 非常に良心的に計算すると非常に出ていくということでございますが、非常にラフな話でございます。たとえば去年の直接借款、ドルにしまして約三億ドルでございます。これが全部アンタイになりますと、三億ドルということになります。まあかりに半分ということになるれば一億五千万というぐらゐの数字はございますが、それがどの程度どうなるかということとはなかなか試算しにくいということでございます。

○竹田現照君 まあ時間もありませんから、あまりこれについてはこれ以上触れませんが、

それで、少し早く切り上げる関係であと一、二だけ聞きますが、結局、これでひとつきをやめると、こういうことになる。これは確かにそういう要望にこたえたという意味では私は、円対策と別問題として、いいと思ひますけれども、ただ心配なのは、どうも日本の海外経済協力と、日本のいろいろな各界各層のくされ縁というか、いろいろなことが世上いわれていることが、あまりにもきついですね。きつというか、太いですね、ひもが。ですから、それが私は、法律だけひとつきを取ったことだけではたして解消されるのかどうか、この点については私は、まだ非常に疑問を持っています。で、日本の大手の企業が海外にもたくさん進出して合弁会社なんかもつくつてはいますけれども、日本内地の商品とのひとつきは

ずしたけれども、そういう海外に進出している関連企業との関係が、実質的に相手側に、買い手先に、いわゆる、ひとつきだなというふうなことが絶対に、完全に排除でき得るのかどうか。全く——たとえばタイならタイ、マレーシアならマレーシアが、この国から買いたいのだという相手側の意思というものは一〇〇%尊重され得る自信は政府はお持ちですか。

○政府委員(新田庚一君) やはりタイド援助をアンタイに切りかえるわけでございまして、先ほど申し上げましたように品目の選定、それから相手側の意思というものの、これは品目の選定その他にあたりまして十分尊重するべきものと思ひます。そうしませんが、やはり従来と同じように日本の商品が出ていってしまふということになりますので、その辺の運用には十分改善を加えたいと思ひます。

○竹田現照君 改善を加えるというんですけれども、政府とそういう大手の企業なら企業との関係で事実上そういうことは可能なんです。私、十分尊重する、一〇〇%尊重することがひもつきを断ち切るということとイコールでなけりやならぬと思ひますけれども、先ほどから私が心配しているというところは、現実にあるんです。それとまた、特に東南アジアの諸国の現状からいってリベートあるいはわいろ、そういうものが何か公然と行なわれているところでしょう。一般の商取引も何かそれが慣行のようになっていふようですね。そういう現状の中で、法律的にはひとつきは排除したけれども、実際は同じようなものだということがなると、日本に対する不評というものはむしろ暗い形になって、ますます進行していくというふうな感じがする。ますます進行していくというふうな感じがするから、その点は政府側は、ほんとに責任を持ってそういうことのないように日本の企業について十分な行政指導というものを行なうべきである、行なわなければならぬ、そう思うんです。この点。

それから、法律改正によって予想されるメリッ

トというのは、日本側から考えてメリットというのはどんなものがあるんですか。

○政府委員(新田庚一君) 先ほどの第一点の問題ですが、品目選定の問題は、先ほどアンタイングの経済協力の場合には、借入金金の相手国政府が使う場合には、競争入札でやるというのがこれは原則になっておりますので、御懸念の問題はないと思います。

それからメリットは、先ほど来申し上げておりますように、やはり発展途上国の要望にこたえたと同時に、日本の最近置かれてある立場から見た対外調整策の一環としてこれを活用していこうという両面を持っているわけでございます。

○原田立君 いろいろ竹田委員から事ここまかな質問があったんですが、多少重複する点があるだろうと思いますが、お答え願いたいと思います。

まず一番最初に、今回提案されている法案が、円対策を中心に考へての法案か、それとも発展途上国に対しての経済、福祉の向上を考へておるのかという点であります。今回の「対外経済政策の推進について」の中に入っているんだから確かに円対策だろと思うし、それからこし初めに開発途上国からアンタイングにしてくれという強い要請もあつたこともあるわけですから、どちらが中心でやったのかという、考へたのかということをお答へ願ひます。

○政府委員(新田庚一君) 対外経済政策のいわゆる円対策の一環として取り上げる、あわせて最近の開発途上国からの要望にこたえたいということ、このねらいは両面あるわけでございます。ただ、いわゆる円対策の意味でございすけれども、御承知のように、円対策の中には輸入の促進、輸出の規制のほか、たとえば資本の自由化と、つまり、狭い意味の円対策から見ますとむしろ外貨の流入になるわけで、逆な方向になるわけでございますけれども、そういった点も含めまして、やはり日本の対外的な地位にかんがみまして、この際、対外的な姿勢をはっきり正すという

点も広い意味の円対策と考へるわけでございまして、そういう意味では、やはり今度のアンタイングの問題も対外経済政策のため提案して御審議願ひたいと、こういうことになるのじゃないかと思ひます。

○原田立君 それでいま竹田委員からお聞きした問題になってくるんですね。結局、これによってどれだけの円対策があるのかということですよ。さつき局長は、三億ドルぐらいというふうなことを言われておるが、これは現状で三億ドルでしよう。ひもつきで三億ドルであつたと、アンタイングにすれば五割増しとかあるいはもう少しふえるであろうとか、あるいは減るであろうとかという、そこら辺の推測もできないんですか。

○政府委員(新田庚一君) 三億ドルと申し上げましたのは、昨年の直接借款の金額でございす。したがひまして、日本が商品援助のアンタイングに踏み切ることによって商品援助の要請が強くなつてくると、そういう意味で今後の問題としては金額のふえる要素がございす。反面、全部アンタイングになつて日本の商品が全然出ないというところもございせんので、この直接借款のうちのかんりの部分はやはり日本の輸出が出るとしたがひまして、第三国から出る分が円対策として輸出に結びつかないという結果になるわけでございます。プラスの面とマイナスの面と両方あるわけでございます。

○原田立君 開発途上国がアンタイングにしてくれという要望は、国際会議で何度もあつた。だから本来からいけばこういう今回の「対外経済政策の推進について」の中に入れたなくても、日本の海外経済援助というその姿勢からいってもほんとうは入れるべきじゃないんだ、ほんとうは。あえて入れてる。まあ、別にいまでも非難しやうとするわけじゃありません。何か黙つていればいつまでもひもつきにするんだけれども、しょうがなくアンタイングにしたんだと、こういうような感じを受けてならない。その点はよくの感想だけ言つておきます。

それで次に、昭和四十七年十月末で外貨準備高が百七十七億ドルにもなつたということでありすが、これは第一次、第二次円対策の効果は全く見られなかつた結論である。だから今回第三次を出したと、こういうことであると思ふんでありますが、これによつて、今回の第三次でやつてもなおかつ円の再切り上げがあつたならば、日本の企業に対する、特に中小企業に対する影響は非常に大きい。これは通産行政、そちらの面、あるいは経企庁の面でも責任は重大だと思ふんです。午前中の中曽根通産大臣に対する質問を、私は席をはずしておつたから、円の再切り上げの問題のところを聞いてなかつたので、なおここで取り上げてみたいと思ふんですが、今回のこの五項目ですね、これびしやりやつたならば、円の再切り上げはもう絶対に避けられる自信はおありで出したんでしょうね。

○政府委員(新田庚一君) 絶対に避けるつもりでこの対策を決定したものでございす。

○原田立君 ほんとうにそれ心配ないですか。経企政務次官もおいでだし、通産次官もおいでだし、お答へいただきたい。

○政府委員(木野晴夫君) 対外経済政策を推進するために、十月二十日付で五項目まとめたものでございす。円の切り上げをば、絶対に避けると、こういう方針で私たちが考へられるすべてをばまとめまして、これを強ひに進めてまいらるつもりでございます。

○政府委員(安田隆明君) 円の再調整を回避するための至上命令として、これを決定し推進する決意であります。

○原田立君 現在、外貨準備高は幾らあるのですか。

○政府委員(新田庚一君) 十月末で百七十七億九千万ドルでございす。

○原田立君 外貨の隠し分を含めると幾らですか。

○政府委員(新田庚一君) 外貨準備高は百七十七億九千万ドルでございす。

○原田立君 政府の外貨預託が約三十億ドル、日銀の輸入資金貸し付け約二十五億ドル、日銀による米國輸出銀行借り入れ金の先払い約九億ドル、これ全部入ると約二百四十二億ドルぐらいになっているでしょう。今年末にいくと、おそらく三百億ドルぐらいいくだろうから、こんなふうなことを言っているのだが、例年、年末にかけての輸出が急増する。そうすると、外貨の準備高もよけいそれによつてふえるでしょう。いま私、三百億ドルぐらいになるんじゃないかと、ちよつと言ひましたけれども、年末の時点で外貨準備高はどのぐらいになる予想を立てていすか。

○政府委員(新田庚一君) 外貨準備の見通しについての数字を私も持つておりません。

○原田立君 だれでもいい。貿振局長。

○政府委員(増田実君) 外貨準備につきましては、これは短資の動きともからみますので、いろいろな投機その他の金も動くということで、予測は非常に困難でございす。それで、私どものほうの分野からいきましたら、貿易収支のほうの予想は一応立てておりますが、外貨が年末にはたして何億ドルになるか、ほかの要素もいろいろからみますので、はなはだお答へできないのが残念ですが、そういうことです。

○原田立君 そんなごまかし答弁をしないで、もっとしっかり答へてもらいたい。

私、心配するのは、その前にお聞きしたのですけれども、去年三百六十円の円ドル交換比率が三百八円になった。あのときは外貨準備高は幾らだつたですか。

○政府委員(新田庚一君) 昨年の十二月時点で百五十二億三千六百万ドルでございす。

○原田立君 百五十億と言つたけれども、たしか百三十億ぐらいだつたはずですよ。それで、そのときに三百六十円から三百八円になった。現在、正規な見方をしても百七十七億ドル。外貨隠し分を含めれば二百四十二億ドル。年末にかけると三百億ドルと、こうなつたなら、よっぽど強力な手を打たなければ、円の再切り上げは当然であるであらう

と、これは理の当然だろと思うのです。それで、そういうような時点になって、またこういう推移で進んだときに、円の再切り上げを阻止するほんとうの自信があるのかどうか。この五項目によって、ほんとうに前の状態よりも非常に悪くなっている。円の再切り上げをされる条件がそろっているみたいなんです。そのときに、この五項目だけで円の再切り上げが阻止でき得るという自信はほんとうにあるんですか。心配いりませんか。数字的に示しながら私も言っているんだから、それについての御答弁を願いたい。

○政府委員(新田康一君) 先ほどの御答弁、ちょっと私、ことが足りませんでしたけれども、先生御承知のように、国際収支の一応の見通しをつくりましますけれども、外貨準備になりますと、いろいろな為替銀行の債権債務のポジションの関係とか、それから政府の公的部門の変動とかいろいろな要素が組み合せて外貨準備が出てまいりますので、なかなか技術的にも推計が困難だという実情でございます。

ただいまの全体の国際収支の動向でございますけれども、昨年の十二月の切り上げ以降、確かにほぼ最近までは非常にいい趨勢にあったと思うのでございます。で、たとえば輸出は三十六年の下期におきましては、前年同期二・三%という伸び率、それが四十七年度の上期におきましては、一・五%に下がっております。それから輸入は、一・五%に下っております。四十六年度の下期が本年の上期では一・八%に上がっております。それが本年度の輸出の伸びの鈍化とそれから輸入の増勢ということで、かなりの何といひますか、切り上げの効果が出つつある。で、特に外国と比べまして、主要国はほとんど最近は一・〇%をこえる輸出の伸びを示しております。日本が二・四%の四一・六%、二・三%というふうなドイツやイギリスあたりの半分の伸び率に落ちておるといふ点は、やはりかなり切り上げの効果はきいてきているというふうに見えているわけでございます。したがって、今後

これはまだ一・〇%切り上げの効果というものは出ておらないわけでございます。常識としまして、大体一年半か二年くらいそれが尾を引くというふうになっておられますので、今後この切り上げ効果というものはさらに出てくるというところ。それから、やはり経済の状態というものが本年度の上期、非常に悪かったわけでございますが、最近非常に着実な景気の上昇過程に入っております。これが今後続くというふうに考えますので、こういった景気の動向と、それから今度の対策というものをあわせ講じますと、絶対趨勢的にはいい方向にいく、この一、二カ月少し乱調子のカーブになっておりますけれども、この動向がおさまりますと、輸出の鈍化という傾向は逐次定着してくる、そういうふうに見えているわけでございます。

○原田立君 円の再切り上げがなければいいのですよ、なければ。あなた方内閣府次官は絶対にやらないと、がんばるところ言っているのだけれども、もしなったら恥ずかしくてこへ出て来られませんか。それだけは言っておきますがね。

それから、残存品目の三十三は国際的に見て決して多過ぎない、こういうふうな見解を通産大臣は言っておりますけれども、それでは、自由化の計画の推進をはかるというようにこれにはうたわれております。「残存輸入制限品目」について、引き続き一層の自由化を進めることとし、その計画の推進をはかる。、というふうになっているのであります。で、具体的にどういう進め方をするのか、それとも計画を立てないということなのか、あるいは円の再切り上げを免れるような国際環境をつくり出せる自信がこれによってほんとうに通産当局は持っているのかどうか、この点をお伺いしておきます。

○政府委員(安田隆明君) 現在、日本の残存輸入制限品目は三十三でございます。これが国際的に多いか少ないかいろいろ議論のあるところだと思っております。ただ、現在、アメリカとかイギリスに比べては、三十三というものは非常に多いわけですが、フランスは七十品目まだ残存輸入制限をやっておりますし、日本より外貨の保有高の多い西ドイツも三十八品目というところで、日本より五品目多いわけでございます。ただ、三十三品目が、これ以上というふうなフランスあるいはドイツと比較しても、もう減らななくていいかどうかという問題になります。私も、今回の円対策で、きまりましたように、なお引き続き減らすべきだ、こういうふうに考えております。ただ、三年前に百二十品目ありましたのを、ようやくにして三十三品目に減らしました。残りの三十三品目は、それぞれ非常に自由化が困難な状況のあるものが最後に、いわゆる核といひますか、コアとして残っております。そういう事情でございまして、今後は、これらの品目について、やはり国内対策というものを並行してやりながら、そして自由化をさらに数品目続けてやっていく、こういう方針でやりたい、これが今回の円対策にうたいました「計画的推進をはかる」ということでございまして、通産省、それから農林省所管物資がございまして、通産省が九物資、農林省は二十四物資残っております。現在いろいろ対策を検討し、できるだけ早く自由化に持っていくという決意でおるわけでございます。

○原田立君 これはちょっと質問違いになっちゃうかと思うのですけれども、この円対策の第五項目に「福祉対策の充実」というのがあるのですよね。この中で、「福祉指向型経済への転換」は、かるといふことでありますけれども、これは従来の経済成長第一主義あるいは貿易至上主義を排して、まずおいて、国民福祉を優先するということであらうと思っておりますが、どのくらいの数値を考慮しておられるのか。

○政府委員(増田実君) ただいま先生の第五項目についてのお考えとどおりの考えで、この円対策の第五項目は立てられておるわけでございます。従来、これは日本が敗戦の瓦れきのあとから復興したわけでありまして、この国民に対する物資の供給ということで、生産の拡充あるいは諸外

国に対する国際競争力の強化ということで、そこに集中して、これは私も通産省もそうでありましたし、また関係各省、財政、金融政策もそうでしたし、すべてそこに集中して政策が行なわれてきたと思っております。それがようやく国民の努力によりまして実を結びまして、いまやむしろ設備が多い、あるいは国際競争力が非常に強くて、外貨があまり過ぎるという結果になったわけでございますが、しかし、他面、やはりこういう集中政策をやりましたために、社会資本の充実とか、福祉の向上とか、あるいは年金の額とか、それから私ども通産省にとりましてもいろいろ御批判を受けております。公害投資の絶対額というもののついて、やはりおくれが出てきておる、あるいはひびみが出てきておる、こういうふうに思っております。

そこで、今回の円対策の第五項目はそういう点に基づきまして、つまり、従来の生産力拡充あるいは輸出の振興という重点を、むしろ福祉指向型に変えまして、そうして経済を持っていく、それによりまして、従来、輸出が、国内に吸収できなかったものが輸出ブレンジャーがかかって外に出たわけでございますが、これを国内に向けさせる、また、福祉政策をやりまして国民が富みますことによりまして輸入もふやすということ、これがむしろ、円対策の五項目あります中の私どもは最大の項目だと思っております。この項目に基づきまして、現在の補正予算もそういうことで福祉指向型になっております。また、来年度の予算もそういうふうになるというふうに私も期待しております。ただ、この政策は相当時間がかかる。ただ、原田先生のお尋ねの、金額にどれくらいドルが輸出が減って、それから輸入がふえるか、その絶対額がどれくらいになるかということにつきましては、四十七年度にはなかなか大きな効果が出ない。むしろ、今後その効果が出て、それから総理がホルホルでニクソン大統領と会わされて言われた、両三年の間に国際収支というものを健全な形に持っていくとい

う政策がこれによってきいてくると、こういうふう
に思っておるわけでありませう。ただ、これがき
かない、なかなか動き出すまで若干時間がかかる
ということ、私ども、たとえば輸出貿易管理令
による緊急対策というものをとらざるを得なかつ
たわけでございます。

○原田立君 別な問題になりますけれども、貿易
管理令の発動というのを通産省は考えているよ
うであります。貿易管理令の発動によってなし
得る効果及び目標はどうか、あるいはそれら
を数字をもって説明してもらいたい。

○政府委員(増田実君) 輸出貿易管理令の実際の
発動は、現在、まだ関係業界といろいろ話をいた
しておりまして、最終的にどういう形でやるかき
まっておりますが、私どもが目標としていたこ
ろを数字でお答え申し上げます。今度対象に
いたしました品目につきまして、現在の伸び率がそ
のまま伸びるといふのに対しては、約十億ドル
ぐらいい年間で減らすと、こういう数字になつ
ております。

○原田立君 局長は、十億ドルぐらいいと計算して
いると、こういうようなことを新聞で読んだんで
すけれども、そこいら辺。

○政府委員(増田実君) ただいま申し上げました
ように、このたび輸出貿易管理令の対象予定に
いたしておりますのは大体十八品目なのでござい
ますが、これらは、非常に伸び率が高いわけでござ
いまして、現在の伸び率がそのまま続きます数字
と、それから、現在、私どもが各業界に輸出調整
をお願いしております数字との差は、一年で大体
十億ドルぐらいいなるということで、十億ドルぐ
らいい年間の貿易収支の改善になるということで説
明いたしたわけでございます。

○原田立君 貿易管理令の発動以前にカルテルでや
ると、こういうふうなことを聞いておりますけれ
ども、その点は一休どうなのか。あるいは六日の
衆議院予算委員会では、鉄鋼カルテル
は早期解消すべきだと言っております。そういう
点はどうなんですか。

○政府委員(増田実君) ただいまの前段について
お答え申し上げます。今度、輸出調整あるいは
貿易管理令発動ということで、一応十八品目を予定
いたしておりますが、これらにつきまして、直ちに
貿易管理令で品目指定をいたしまして、そして輸出承
認と申します。輸出割当の対価をいたすとい
うことではございせん、まず最初に、いま
の十八品目を公表いたしまして、それぞれの業界
と私どもいろいろ話し合ひをしまして、先ほど申
上げましたように、輸出の数字が非常に伸びて
おりますので、それを一定の率まで下げてもらえ
ないか、それをできたならば自主的にやってもえ
ないかというところで、業界に対して納得して
らう。これは円の再切り上げを避けるための非常
手段としてそれらの業界にいろいろお話しして協
力してもらおう。それで、業界のほうで、いまのよ
うな伸び率の調整をやるといふことでございま
した。まず輸出カルテルをやつていただく、その
場合は輸出貿易管理令の対象にはいたさない。そ
れで、輸出カルテルで私どもと相談いたしまし
た、減つたほうの伸び率に下げてもらうというこ
とになるわけでございます。

○政府委員(安田隆明君) 原田先生おっしゃいま
した不況カルテルであります。この不況カルテ
ル行為は、これは物価行政に至大の影響を及ぼ
す、同時にまた経済秩序を維持すると、この両面
で、先生おっしゃいますように、慎重にわれわれ
扱わなければならぬ、こう考えておりますが、
鉄鋼の不況カルテル、市況はやや安定してまいり
ましたことは事実でありますけれども、対象品目
の大部分はこれがまだ不安定——不況というこ
で浮揚しておりますので、われわれは今年一ぱ
いはこれをまだ統括していきたい、こういうふう
に考えております。

○原田立君 通産省は、輸出課徴金または輸出税
について反対の立場をとっておりますが、これ
にかわるものとして貿易管理令の発動では輸出
の伸びを抑えることがほんとうにできるのかどう
か、また、国民福祉の充実ができるのか。輸出至

上主義は今日ではもはや転換していくべきだと思
うが、その点はどうか。そうでなければ、貿易黒字
の外貨準備高はただ伸びるばかりで、外国からき
らわれるのみになるおそれがある、そういう点に
ついていかがですか。

○政府委員(増田実君) 円の再切り上げを避ける
ために、輸出税もしくは輸出課徴金でやるべきで
はないかという議論がいろいろございませう。私
どももこれらにつきましましてその実施、あるいはそ
のときの問題点というのを相当の期間いろいろ研究
もいたしたわけでございますが、結論といたしま
して、輸出税、輸出課徴金はむしろ円の再切り上
げを招くのではないかと、通産省として
反対いたしましたわけでございます。そこで、これ
は西独ですでにこの輸出税と非常に同じようなも
のをやっております。その経験から私どもはそう
いう意見を出したわけでございますが、昭和四十
三年に西独も日本と非常に似たような状態にあり
まして、非常に輸出が過剰で、そのときに国境
税という形で輸出税をかけた。四十三年の十一月
から始めたわけでございますが、これもきょうの
星に中曾根大臣が御説明いたしましたのですが、
ちょうど税金をかけるということでその準備——
国会にも法律を通さなければならぬし、その
ときに非常な駆け込み輸出が始まりました。かえ
って弊害を生んだ。それから、その実施に移りまし
てから一、二カ月は確かに輸出が減りましたので
すが、四、五カ月たちますとまたもとに戻つてし
まうというところで、国境税は四割でございま
したのですが、何ら効果が出ない。そのために四十
四年の十月、つまり一年以内に切り上げをやらさ
るを得なくなったわけでございます。それからまた
国境税が四割でできなかったというところから、
八割以上のマルクの切り上げを実施いたしましたわ
けでございます。その経験からいいますと、こうい
う輸出税、輸出課徴金は、再切り上げを招くのみな
らず、再切り上げの幅を大きくするのではないかと
いうことが私どもの反対した理由でございます。
それにかわるものとして、輸出貿易管理令とい

うものを今回、円対策の一項目としてきめていた
だいたわけでございますが、輸出貿易管理令とい
うのは、これは手間からいいますと、現在、各
業界とずつと説得工作をやりました、各業界の御
理解を得て、そうしてその上で一つ一つの企業の
伸びの数字をきめるわけでございます。非常に手
間がかかるわけでございますが、それにもかかわ
らず、私どもがこれでやるというところは、やは
り輸出税というものは、われわれが絶対に避けな
ければならない円の再切り上げをむしろ早める、
そうして輸出貿易管理令でやるべきだ、という
ことでございます。

それから先生から言われました、従来の輸出振
興あるいは輸出第一主義といふものにつましまして
は、確かにおっしゃられるように、現在のよう
な状況からいいますと、これは全部見直さなければ
ならない時代になっておると思ひます。

○原田立君 局長は、輸出課徴金あるいは輸出税
ということはたいへん反対のようなんだけれど
も、田中総理は、十一月二日の衆議院予算委員会
の席上、貿易管理令は発動しても効果がなければ、輸
出課徴金または輸出税を考えねばならぬ、こう
いう答弁をしておられるわけですが、これは、
わが国の国際収支がそこまで追い込まれていて
いることを率直に認めたことなんだろうと、こう
思うのです。ひるがえって、貿易管理令ではたし
てこういふ円の再切り上げ等を防ぐことがほん
とにできるのかどうかという問題なんです。

○政府委員(増田実君) 円の再切り上げを避ける
ためにこのたびの円対策第五項目がきまつたわけ
でございます。貿易管理令だけ一本で円の再切り上
げを避けるというところは、これは無理だと思ひま
す。私どもは、これは関税の引き下げあるいは輸
入の促進、それから海外経済援助の増加、それか
ら、先ほどお話しに出ました第五項目の福祉予算の
確立、これら総力をあげてやれば円の再切り上げ
が避けられるし、また避けなければならぬ、こ
ういふ信念でこういうことをやっております。
でございます。

○原田立君 海外経済協力は、GNPの1%が目
標であるのに対して現在は〇・九六%、政府援助
はGNPの〇・七%目標に対し〇・二三%、これ
は先ほど竹田委員がお聞きして聞いた数字であり
ます。また、私も調べてありますが、当然、先進
国の一人であるわが日本もこの目標を達成するよ
うに努力していく、こういうことは必要だろうと
思うのでありますが、先ほどは、政府援助につい
ては〇・七%の目標について一九七五年には〇・
四%ですか、くらいにまで持っていくということ
がちょっと話が合ったのだけれども、一体この〇・
七%のところまで持っていくのには、現在、そう
いう長期的な見通しに立っての計画、あるいは中
期的な問題でもけつこうです、これはもう大体腹
案はできているのですか。

○政府委員(新田庚一君) 先ほど私が申し上げま
したのは、一九八〇年に〇・七%にかりに持ってい
くとした場合に、年率で計算しますと、七五年に
は〇・四というのが途中の目標になるだろうとい
うこと、これが現在のDACの水準の〇・三五に
近い水準である。したがって、〇・七という
のは非常に高い目標でございますので、当面は、
DACの平均水準にできるだけ早く到達するとい
うのが具体的な目標になろうかと思ひます。

で、ただ具体的にそのためにどういふふうなテ
ンポで行くのかという段になりますと、今後の日
本経済全体の展望と申しますか、GNPの伸びと
いうものが前提になるわけでございます、これ
は現在、新しい長期計画として策定中でございま
して、年末には完成、でき上がる予定でございま
すが、そういったものを参考にして具体的にどう
いふふうなテンポになるかというものを見まし
て、毎年度の予算にそれを反映していくというふ
うな努力をする必要があると思ひます。で、かり
に今後、かりの試算でございしますけれども、GN
Pが今後一三%程度の伸びということで試算しま
すと、この開発援助の過去五年の伸びというもの
が大体一二%ぐらいでございまして、それが三
〇%ぐらいに伸びるべきでないかというふうな

数字も一応ございします。しかし、具体的にどうな
るかというところは、新しい計画を待って検討して
まいりたい、そういうふうな思ひわけでございます
ます。

○原田立君 主要国の政府開発援助の条件であり
ますが、日本の場合には贈与の比率、あるいは金
利、返済期間、それから据え置き期間、あるいは
二国間ODA借款に占めるアンタイドエドの比
率等、これはおたくのはうからもった表であり
ますけれども、どれを見ても日本の場合には高かっ
たり、おくられていたり、短かったり、非常に条件が
悪いのです。こういうところでも評判があんまり
よくないということももうなずけるわけでありま
す、第三回国連貿易開発会議における日本の態度
として、政府開発援助目標は〇・七%の目標達成
に努力するということ、援助条件としては無償供
与と技術援助等の拡充、政府借款等条件の緩和に
つとめる等々言っているわけでありまして、アン
タイドエドについても言っておりますが、今回は、
アンタイドエドについては実施するのだからまず
よしとしても、そのほかの諸条件についてのなお
よくする努力ですね。これは一体、先ほどの政府
開発援助を〇・七%にする、それを年次別にこ
うと、一九七五年ですか、〇・四%にするとい
う、こういう目標をお聞きしたんだけれども、こ
の贈与の比率、金利、返済期間、据え置き期間等
これらの条件をなおよくするための計画というも
のはおありなんですか。

○政府委員(御座清岡君) 四月のUNCTADの
会合に引き続きまして、本年十月には御承知のD
AC—開発援助委員会、OECDの開発援助委
員会というものの上級会議というものがございま
して、その席上で、先ほど新田局長からお話し申
し上げましたように、援助のグラントエレメント
というものを八四%まで高めるようにという勧告
がございまして、これにつきまして、現在、日本
はグラントエレメントというので勘定いたします
と、六五%程度でございしますので、その目標に
到達するにはかなりの困難がありますので、いろ

いろこれを受諾すべきかどうか検討を続けました
のですが、結局その会合で、この援助条件緩和と
告に賛同いたしました。したがって、今後は
このグラントエレメントを八四%にするという目
標に向かって努力を続けることになったわけでご
ざいまして、これをいつの時期にするかというこ
とにつきましては、同じ勧告の中に、いろいろ特
殊な条件を持っている国——これはまあ日本も含
められるわけでございますが——については、時
期は少し長くなるかというのやむを得ないとい
うようなことも言われておりますが、ほばやは
り、先ほど来出ております、一九八〇年ごろには
そのような目標に到達するようなことを頭に置い
て努力すべきではないかというふうに考えており
ます。このためには、まず、政府開発援助の中の
無償供与の部分の極力引き上げていくということ
と、同時にまた、借款の部分につきましては、そ
の条件を極力緩和していくという双方の努力が必
要でございしますので、その点につきまして、今後
やはり同じように予算の伸びを確保していくとい
うことが必要かと思っております。

○原田立君 贈与の比率は、日本は三二・六、D
ACの場合は五九・五、借款の平均条件、金利は
三・五%、日本は二・五%、それに対して平均は二・
六%、これはやっぱりこの三・五%、これを二・
六%くらいまで引き下げる努力はなさるんでしょ
うね。それからまた返済期間、日本の場合には二
二・一年、DACの合計は二九・一年、据え置き
期間も日本の場合には六・七年、DACの合計は
六・四年と、これはもう引き上げていくのであ
ろと思うのですけれども、その点いかがですか。

○政府委員(新田庚一君) 条件は確かに御指摘の
ように、昨年三・五%、二十二年。ただ、この五
年を振り返ってみますと、六六年の平均金利が
五・二%、それから期間が十四年ということから
見ますと、この五年間には日本としてはかなりの
進歩があったわけでございます。ただ、DACの
平均にはなかなか追いつかないわけでございます
です。で、ODAの量の拡充の問題と、そしてこの

条件緩和というものの、いずれも重要でございま
すけれども、両方ともに一緒に進めようというこ
とはなかなか困難な問題でございします。先ほど私が申
し上げました一つの試算でも、ODAの比率が上
がりますが、さらにその政府資金の中の出資の比
率を格段にふやしませんと、この条件緩和はでき
ないという問題があるわけでございます、そう
いった点をできるだけこのDACの平均水準に早
く到達するように努力してまいりたいと思ひわけ
でございます。

○委員長(佐田一郎君) 委員の異動について御報
告いたします。
本日、林虎雄君が委員を辞任され、その補欠と
して須原昭二君が選任されました。

○藤井恒男君 きょうお昼に、通産大臣には基本
的な問題についての質問が終わっておりますし、
竹田委員、原田委員によつてこまかい点の質問が
もう終わりましたので、私は重複を一切避けて、
持ち時間の半分くらいで質問を終わりたいと思ひ
ます。

一つは、具体的な問題ですが、十月の輸出が急
増しておるわけですが、これは何か原因があるの
かどうかわかりません。午前中もちょっとお伺いしたわ
けですが、まあ十月の輸出ということになると、
ちょうどこの先物の思惑、それからドル売りの状
況などがいろいろある困惑しておるし、円の切り上げ
が取りざたされておった時期にひっかかるのかな
と思ひたりもしておるのだけれども、何かこれ特
に原因があるのかどうか、お調べになっておった
らお伺いしたいと思ひます。

それからいま一つですね、統けて申し上げま
すが、今度、関税の一律引き下げをやられるわけだ
けれども、両政務次官それぞれ繊維の産地に選挙
基盤を置いておられるわけなんだけれども、繊維
産業の場合、現在、貿易令の適用になっておるわ
けですね。さらにこの輸入の関税引き下げという
ことになってくると、そうじゃなくても最近特に

開発途上国からの製品輸入が多くて、中小零細企業に恐慌を起しておるわけなんだけれども、その辺、見ようによっては大きな円対策という意味からは首肯できたとしても、直接的な企業においてははそれがダブルパンチのような状況を生きたすのじゃないかということを、私、懸念しておるわけだけれども、その辺どういう考え方を持っておられるか。また、関税の一律引き下げということ自体も、国内の産業に著しく影響を及ぼすようであれば、その適用品目から除外する例外規定も設けておられるわけなんですから、それらとの関連でどのような着目方をしておられるか、この二つを最初にお伺いしたいと思います。

○政府委員(増田実君) それでは、最初の御質問の十月の輸出数字でございますが、先生御指摘のように、輸出は九月、十月非常にふえております。去年の十二月十八日に一六・八八の大幅切り上げをやったわけでございますが、その後この十一月、二月は既契約、すでにきまったものの引き渡しでございますので、それほど落ちておりませんが、六月になりますと、従来、前年同月比二〇％をこえておりました輸出が、六月は七・二というところで非常に早く為替の切り上げの影響が出てきたんでないかというふうな一部にも言われておったわけでございますが、ところが、七月、八月が一五％前後に戻りまして、それが九月に至りまして前年同月比の二五％、それから十月はまだ正式の数字が出ておりませんが、輸出証のほうでは約二〇％アップということで、やはり非常に大きな数字になっております。また、先行きを示します信用状のほうも十月が一八％アップとなっております。これらを見ますと、九、十、あるいは信用状の状況から見ても、十一も相当大きな数字ではないかという状況でございます。

それで、これにつきまして、ただいま藤井先生からどういう原因でこういうふうになるのか、これが続くのかというお話でございますが、私も、九月から伸びましたのは、一つは七、八月にありました海運ストで一部船積みがおくられておりますのが、九月に戻っているということでございしますが、それよりもっと最近の輸出がふえておる原因は、やはりかけ込み輸出と申しますか、いわゆるリーズと申しまして売り急ぎというものが相当出てきているんじゃないかと思っております。いろいろ経済評論家、新聞記事その他で円の再切り上げが近いというものが言われておりますし、やはり商社としても、また輸出業者といたしましても、一日も早く船積みをしてしまして、そのドルを円にかえれば切り上げの損失を免れるということ、実需に比較いたしまして、つまり、ほんとうの輸出に比較いたしまして、私どもは、輸出がかけ込み輸出で出ているんじゃないか、こういうふうにも思っております。その傾向がおそらく十月、十一月と続く、十一月も続くんじゃないか、こういうふうにも思っておりますが、かけ込み輸出であれば、おそらく、これはしばらくすれば息が切れるというところでございまして、円の再切り上げを避ければ、円の再切り上げが速やかであるということでは、この趨勢は当然減るといふふうに考えています。

それから、私どもも先行きの輸出につきまして、おそろく、来年の一月から相当輸出が減ってくるんじゃないかというふうに考えております。ですから、その意味で現在、輸出貿易管理令の適用その他いろいろ臨時、緊急の措置をいたしておりますが、ここ数カ月を切り抜けければ円の再切り上げは少なくとも避けられるのではないかと、こういうふうにも思っております。

○政府委員(斎藤英雄君) 繊維の問題につきましては先生からお話ございましたように、関税の一括引き下げということによりまして、繊維の輸入がふえるかどうかという点のお尋ねだったと思っておりますが、最近、ことに上半期におきましては、たとえば綿糸関係では二番手のものが主でございすけれども、かなり輸入がふえております。総需要の、場合によっては三割ないし三割強ぐらゐの場合もあり得るかと思っておりますが、ふえております。

す。それで、私どものほうはそういうふうな状況も考え、かつ一般的な円対策ということも当然考へまして、したがって、一律二〇％引き下げということにつきましては、私どもは方針どおりやるといふことでございしますが、なお、そういう状況でございしますので、たとえば精紡機、買上げの予算を増加するというふうなことを一応考へまして、そういう予算もお願いをしておるわけでございます。

それからもう一つ、もし非常に急増いたしました、これが当該産業に非常に大きな影響を及ぼすという場合には、関税率をもとへ戻していただくるような法案も用意しておるよう聞いております。そういうふうな対策を講じまして、当該産業について非常に大きな影響が出ないよういたしたいというふうに考えております。

○藤井恒男君 通産省、それから経企庁の方たちにインフレーションな形でいろいろお話を承ると、大臣がおっしゃるだけじゃなく、それぞれの立場の方が、円の切り上げはやはり絶対避けなければいかぬのだというのを強く主張なさるわけですが、これはよく皆さん徹底して一生懸命考へておるのだなということをわれわれ常々思うのですが、同時に、目を外に転ずれば、それとは全くうらはらに、はたしていまこの段階において円の切り上げを回避する——円の切り上げをもう悪なりときめつけて、そのことを回避するがゆえに表面を糊塗する施策が本来の日本の経済機構というものをそこねていくのじゃないかという危惧が学者の間にもあるし、同時に、それを受けて業界などにおいても、いま十月の急増に見られるごとくかけ込みあるいは先契約というふうなことで、みずから円の切り上げの方向へ私は重きが回っております。したがって、外圧よりも内圧から問題が発展して、思惑とは別に一々打っておる手段が逆に回転して、みずから円の切り上げを導いていくという見方をしても、私は、別にこれは皮肉な見方でないだろうというふうに思っております。この辺のところをもう少し的確に、ま

ほんとうにこの切り上げを回避するのだというのであるならば、絶対にやらぬのですと、それは相対的政治責任をかけてやるのだという抽象的なものだけじゃなく、きめのこまかい施策を講ずべきだと思つた。それからでもおそくはないのだけれども、そういう施策を考えておるかどうか、お聞かせいただきたい。

○政府委員(増田実君) 円の再切り上げを回避するために、今回、円対策が定められ、それから、それに基づきまして通産省としては、いままでも輸出振興につとめた通産省が輸出調整をやるという非常な方向転換の緊急措置をやらざるを得ないというところになったわけでございしますが、これにつきまして藤井先生が御指摘になりますように、日本の現在の産業構造あるいは輸出の実力からいえば、円の再切り上げをこの際むしろ積極的にやうたはうがいいんじゃないかという御意見もありまして、また、これを延ばせば切り上げ幅がむしろ高くなって、そのときの影響のほうが大きいのではないかと、いろいろの御議論もございします。これに對しまして、私ども通産省のほうで円の再切り上げをどうしても避けたいというのは、大きな理由は二つございしますが、一つは、昨年の十二月十八日にスミソニアンにおきまして、一六・八八という私どもも予想外の大幅な切り上げが行なわれたわけでございします。これがその大幅であるにもかかわらず、現在あまり効果が出てない。むしろ、ほとんど効果が出てなくて、引き続き貿易の黒字がたまっているという状況でございます。ただ、これにつきましては、平価調整の影響というのが一年以内にあらわれるということとは、これは普通は出てこないのございまして、大体、平価調整の影響は一年半、まあ一年八カ月かかる、こういうことにはこれは普通言われておるのみならず、今年の七月の終わりに日米根根会談というのがございまして、私も政府代表の一員として出席しておりました。米側の代表でありますエバリー大使が言っておりましたのは、これは、ま

あ彼は、日米の貿易収支を縮めるための議論をして、いたわけですが、しかし、それにもかかわらず、エバリー大使は、去年の一九・八八の切り上げの影響がもうすでに出ていているということは、これは私は言いません。これは英国の例からいっても一年八カ月かかっているし、おそらく日本も一年半以上かかるなければその影響が出ないはずだということになります。それからいいますと、現在の輸出入の状況から判断いたしますと、日本は輸出がもう強過ぎるんだということで、円の再切り上げをここに早急に判断するというのは、むしろ間違っているんじゃないかということになります。少なくとも二年あるいは一年八カ月以上待ちましてそこで判断しなせんと、やはり一六・八八という大幅切り上げの影響は輸出にも相当響いてきます。それから輸入の増大にも響いてくるはずでございます。その意味で、昨年からの一年もたつてないときに再切り上げをやるということは、おそらく世界の経済学者からも、日本が早急な判断をし過ぎるんじゃないかという批判を受けると思います。また、そういう早急な判断をしたために影響をこうむる業界はたまたまではない、こういうふうにも思います。それが第一点でございます。

それから第二点は、これは先ほどありました円対策第五項目の福祉対策でございますが、従来の日本の輸出は、やはり社会資本の問題、あるいは福祉の問題、あるいは週休二日の問題、その他全部とりましてもほかの欧米先進国と若干違った基礎のもとに輸出をしておる。幸いにして今度の補正予算、あるいは来年度予算でそういう面において重点政策が向けられますわけでございますが、もしここで円の再切り上げをやれば、それらの現在低い社会資本、あるいは社会福祉の水準がそのまま固定してしまふんじゃないかということ、私ども絶対に避けるべきだという考えでおるわけでございます。

それから、藤井先生が御指摘されましたように、外正というものがあつかないかという問題でございますが、私どもは外務省からも聞いており

ますし、いろいろ聞いておりますが、外正という、いわゆる正式に日本が円の再切り上げをすべきだという声というのは、これは全くないと言ってもいいんじゃないかと思ひます。むしろ、国内での円の再切り上げ必至だという声が上がって、それによって商社あるいはメーカーが輸出の売り急ぎをするということによりまして、国内的にそういうムードが非常に出てきております。それを受けて、日本にこれはもう百人以上外国記者、外国新聞の特派員がおりますが、これがほとんど電報をロンドン、ニューヨークに打っている。それが向こうの新聞あるいは雑誌に載りまして、そしてあたかも、外国も日本の円の再切り上げは必至だというふうにとらわれているわけでございますが、これはまさに内から出まして、そしてそれが外にはね返って増幅作用で出てくることだと思ひます。アメリカ政府も、それからヨーロッパ各国の政府も、いまの段階で日本に円の再切り上げはやるべきだと言ふところは、これは全くないわけでございます。まあそういう理由で、私ども、円の再切り上げは絶対避けるべきであるし、またここで円の再切り上げというものをやれば、中小企業をはじめとして日本の経済というのに対して悪い影響というものが出て経済の進路を間違えるということになるんじゃないか、こういうふうにも思っているわけでございます。

○藤井恒男君 前回八月三十一日に中曽根通産大臣に質問したわけですが、日本が経済協力をやっておるにもかかわらず、それが、もっとも大きな声で言えるほどでかいものじゃないわけですが、東南アジアではうらはらにきわめてわが国に対する風当たりが強いし、まあ言つてみればきつたわけておる、一体どうするのだということを私、質問したわけですが、大臣はそのおりに、かつて醜いアメリカ人と言われたようなことで再び醜い日本人と言われないように、主としてメーカーに精神的にもう少しはつきりするように注意しなければならぬ、こういうような答弁しか返ってこなかったわけですが、大臣おられぬ席でたいへん失礼かと思

うけれども、お粗末な私答弁だと思ふので、もっと的確な、通産省としてのこれら開発途上国に対する適切な措置を講じなければ、われわれ一生懸命の海外協力というものをまじめに取り組もうじゃないかというのうらはらに悪口が返ってくるというところは、全くつもらないことなんです。この辺はもう少し反省して、行政当局としての指導もさることながら、当該国に対して的確な、私、ものが言えるような立場を切り開くべきではないだろうかということを常々考へておるわけですが、われわれ自身東南アジアを回つてみて、そのことをやればはだで感ずるわけです。その辺のところをひとつ聞かせてもらいたい。

○政府委員(増田実君) ただいまの先生のおっしゃられました、東南アジア各国で日本の海外進出というものが一部非難を受けているという事実がございまして、これに對してまして、大臣もこの前そういう答弁を申し上げたわけですが、いいます、私どもとして、やはり海外進出する企業がどういふ行動をなすべきかという、いわゆる海外進出にあたりましての行動基準と申しますか、英語でコード・オブ・ビヘイビアというものをひとつつくりたいということ、現在、日本商工会議所もそういう憲章という形で、海外進出の行動憲章というものをいろいろ検討いたして、近くそれを提出しようということをやっております。私どものはもうそういう準備を進めて、いろいろ商工会議所等とも相談いたしております。また外務省のほうともいろいろ相談をして、日本の海外進出企業が外国でいろいろ問題を起し、あるいは非難の対象になり、それがひいては日本にとっていろいろ今後の外交がやりにくいということを避けていきたいということでございます。まあ大臣も非常に簡単に申し上げたと思ひますが、実際、私どももそういう指示を受けておりますし、一応準備中でございます。

○藤井恒男君 関連した問題として、最後にまとめてお伺いしたいと思ひます。

主としてこれは繊維産業にかかわる問題です

が、実は前回の国会で、衆参両院の商工委員会に附帯決議を行ないました。それは、今度の繊維工業構造改善事業協会の中で新しく基金を設定して、政府から十億の金を出していただくわけですが、同時に業界から四十三億ほどの出捐金を仰ぐことになっております。かなり大きな金額であるわけですが、この運用にあたって重点的、効率的に運用するようにということが衆参両院の商工委員会における附帯決議であつたわけですが、十一月に入つてこの基金、政府からの十億円が出資されて、いよいよ動き出したわけなんです、その運用にあつたての基準、あるいは運用についての考え方などがもう設定されておると。この附帯決議に合つた形で行なわれておるかどうか、その辺のところを聞かせていただきたい。

二つ目は、十一月一日からやみ織機の問題が発動したわけですが、このやみ織機の問題、五年間に現在かかえておるところのやみ織機を二五％自主廃棄せしめるということが一つの私、ベナルティとしての骨子であるかと思ふわけです。二五％というものが何から割り出されたのか。元来、スクラップ・アンド・ビルドで需給関係を見越して設備の買い上げというものを、縮小買い上げというものをやってきたわけですが、そこへやみ織機が出たならば話にならぬわけだけれども、それを第二登録して、五年間に二五％つぶしていこうということ、このことはやはり逆を言えば、残る七五％というものは稼働してくるわけですから、直ちにそのことは需給関係に直接的に響いてくるわけですが、こういう意味から、その辺の基準をひとつ聞かせてもらいたいと思ひます。

最後に、三つ目の問題として、設備買い上げが今度の補正予算でも当初計画を変更して出されておるわけなんです。織機については、やみ織機のベナルティの問題としての変更もあったやに聞きますが、同時に精紡機については上積みされておるわけなんです。かなりな金額が今度補正されておるわけですが、大体この補正額によって当初目的を達し得るのかどうか、あるいはそれそれの

村別の廃棄希望に大体合うものであるか、そのことが需給を適性な方向へ導いていけるのかどうか、あるいは次年度へさらに持ち越して継続的にこの買い上げというものを積み増していく必要があると私は思うけれども、そういう構想のもとに今度の補正が組まれているのかどうか、以上の三点をお聞きしたいと思います。それで私の質問は終わります。

○政府委員(斎藤英雄君) 第一点の、振興基金の運用の問題でございます。振興基金は、いまお話のございましたように、十一月の二日に政府から十億円の出資を仰ぎました。今後業界からおおむね四十三億ないし四十四億程度の拠出を仰ぐことに相なっております。それで、この基金の運用につきましては、現在、まだ拠出がありましたが、かりのことでは、現在、まだ拠出がありましたが、運用することには、当然、国会の附帯決議等にもありましたが、御趣旨に沿って運用することはもちろんでございますが、具体的な問題といたしましては、この構造改善事業協会の中に基金運営に關します基金運営の委員会を設けて、そこでいろいろ基本計画をつくり、さらにその実施計画をつくるということ、今後運営を進めていきたいと思っております。したがって、現在のところ具体的な計画にまで至っていないわけでございます。

それから第二番目の、無籍職機対策の御質問がございました。五年間二五%自主廃棄をするというところでございます。それで、これは私のものほろんといたしましては、一応現在の需給計画、もちろんこれも頭にございまして同時に、これは一応の基準でございまして、凍結機機というものを設けました趣旨にもありますように、ごく零細な企業の方に、生業として営んでおられる方々に一挙に非常に大きな影響を与えないというふうなことを考慮いたしまして、五年間二五%ということを考えてわけでございますが、なお、これは五年間で一応打ち切りというわけではございません。一応五年間で二五%、したがって、今後需給状

態等をにらみまして、さらに必要があれば自主廃棄を進めていく、こういうふうな考えている次第でございます。

それから三番目の、設備の買い上げについて御質問がございました。精紡機の買い上げ、総体で今回対象額がふえますのは、おおむね九十五億程度でございます。全部合わせますと、鉦数にいたしまして百五十万鉦という鉦数になるわけでございます。この鉦数は、需給状況その他考えました上、あるいは対象になります各企業の状況も十分調査をいたしました上で私どもが決定をいたしました鉦数でございます。業界の御要望もございまして、多少これより上回る御希望もございましたが、私どものほうといたしましては、その実情等についてのお話し合いをいたしました結果、百五十万鉦は妥当であるということで、私どももそう思っております。また、業界もそういうふうな考えであるというところでございまして、その裏づけになる予算が今回の補正予算につきまして、おおむね全部で半分程度補正で現在、御審議をお願いしている次第でございます。

なお、四十八年度につきましては、これは来年度の私の要求の内容になるわけでございますけれども、昨年の十二月の閣議決定を今回改正をいたしまして、設備買い上げ費としては六十億追加をするというふうな、いわゆる臨時繊維産業特別対策の買い上げ予算のワケを増額をいたしたきまして、それによりまして、私ども、来年度過ぎますれば百五十万鉦全部の買い上げの予算の裏づけができる、こういうふうな考えております。

○須藤五郎君 最初、改正案について質問いたしますが、商品援助借款について、今回ははすすというところでございまして、今回の改正によりまして、発展途上国は、日本からの借款で日本のライバルであるところのアメリカや西独などから商品を買ってよい、つまりどこから買いつけてもよいということなのかどうか。ひものはずし方について伺いたいと思っております。また、ひものはずし方は、先進国一様に同じはずし方なのかどうか、この二点について伺いたい。

○政府委員(新田庚一君) 商品援助のアンタイングを具体的にどうするかという問題は、今後関係省と協議しまして、ケース・バイ・ケースに運用してまいりたいと思っております。一応考えておりますことは、やはり最近発展途上国が最も希望しておりますのは、後進国同士、発展途上国同士の貿易交流というものを非常に希望しているわけでございます。その点が商品援助について特に強く出ているわけでございます。したがって、第一義的にはやはり発展途上国同士の発展途上国に対するアンタイングというところから始まるということになるのではないかと思います。

それから、もちろん先進国に対するアンタイングもございまして、これは先進国に対してはやはり相互主義に基づきまして、お互いにアンタイングをやっておる同士についてアンタイングの均等に必ずしもあらしめるということ、そういうふうな運用にならうかと思っております。

なお、具体的な運用にあたりましては、お互いに品目の選定その他の交渉があるわけでございますが、やはり発展途上国が希望する品目ということとを優先的に考えていきたいということでございます。ただ、アンタイングになりますと、従来、タイドでございますので、全部日本の輸出が出ていること、それをひもを切るわけでございますが、ものによつてはそれのために急激に国内の小企業にショックを与えるということもあり得るかと思っておりますが、その点については十分慎重な配慮が必要かと思っております。

○須藤五郎君 まあ、後進国同士の間でやってもいいというのが希望だと、そうするとはつきりひもにはなっていないけれども、そういうひもがついているということに理解していいのですか。

それともう一つは、私の聞くところによりまして、アメリカはひもを全然はずすということにはなっていないというふうに聞いておるのですが、どうなんですか。

○政府委員(新田庚一君) 御指摘のとおり、アメリカは最近の国際収支の状況にかんがみまして、このアンタイングにつきましては非常に消極的でございます。また、現在やっている程度も、国際的に見てかなり低うございます。したがって、日本としまして今後アンタイングにやっています場合には、アメリカをひくるめまして先進国に対するアンタイングはやはり相互主義の原則でやっていくべきものと考えます。

○須藤五郎君 ひもをはずすことはいいと思うのです。しかし、アメリカと日本との間で非常な不公平、矛盾があると思うのです。そういうことは、アメリカは自分の国に都合のいいことばかりやって、そしてその国には都合の悪いことを押しつけるという、こういう形になると思うのです。それはおかしいんじゃないですか。こういう国際的な問題は、アメリカはどんなことをやってもいいと、そしてわれわれはこういうことを守っていかねばならないという、そこに私は、大きな国際的な何と申しますか、矛盾があるように思ふんです。あなたたちそれをどういうふうに考えていらっしゃるんですか。それでけっこうだというお考えですか。

○政府委員(新田庚一君) それぞれの国にそれぞれの事情がございまして、また、その時期によつていろいろ問題がございまして、で、日本について申しますと、先ほど問題になっておりますように借款条件とか、あるいは政府開発援助の比率とか、これは国際的に見て非常に劣っているわけでございます。そういう点ではアメリカなんかはかなりソフトな条件でやっているという点もございまして、したがって、日本としましては、やり得るものは先進国の中でも先がけてやるというふうな考え方が必要じゃないかと思っております。

○須藤五郎君 これは経済的政策の上におきましても、やっぱり日本がアメリカに引きずり回されて、アメリカの方針に従属しているというふうな批判を受けまよ。こういうやり方をあなたたちは了承して進めていくならば、そういう批判はや

はり出ますよ。そういうことを私は申し上げてお

きたいと思うのですがね。そうでないと言ひ得ま

すか。こちらはそのうひも縛つていくのを放

したと、ところがアメリカはやはりひもつきで

やっています。これはどうしてもわれわれ日本人と

しては理解のできない点ですよ。そこをどうい

ふうにあなたが理解していらっしゃるのか。

○政府委員(新田庚一君) この問題は、アメリカ

と申しますよりも、発展途上国の強い期待にこた

えるということではないかと思ひます。

○須藤五郎君 議論したいけれども時間がな

から、この議論はこの程度にとどめていきます

けれども、何のためにひもをはずすのか。そうで

う。それは後進国に都合のいいようにひもをはず

すということなのでしょう。そうでしょ。それ

ならなぜアメリカもひもをはずさない。それじゃ

アメリカは後進国の何の役にも立たぬじゃない

ですか、アメリカのやり方自身。日本がひもをはず

す理由、それは後進国のためなんじゃないです

か。そこなんです。私が聞くところは。それは

どうも理屈が合いませんよ、そういうことは。そ

うじゃないですか。私の言うのが間違っている

んですか。あなたの言うことが筋が通っている

んですか。どうなんですか。

○政府委員(新田庚一君) やはり日本の経済力の

向上、対外的な地位の向上に伴ひまして、経済協

力の面について、従来以上にひとつ進め、一歩出

なさいいけないという、その一環としてアンタイ

ピングをやるといふ考え方がなるわけでございます

です。

○須藤五郎君 それはアメリカの経済力に対し

て—アメリカの経済力が衰えておる。それに対

して日本がてこ入れをするということなんです

よ。アメリカの利益に日本が従っているというこ

と以外に私はないと思ひますよ。

それで、次に質問しますが、日中国交回復が実

現しました今日、台湾への新規借款はもうない

というふうに理解してよいのか、また、台湾との間

で借款を約束して、現在実行中の分の取り扱いは

一体どうなさるのかという……。

○政府委員(御座清尚君) 台湾への新規の政府借

款はもうやらないのかという点でございます

が、もうやらないという点でございます

。それから、現在すでに結ばれております政府借

款の点につきましては、先ほど申し上げましたと

おり、交換公文は日中国交正常化と同時に終了し

たと認めざるを得ない。しかしながら、その交換

公文に基づきまして、それそれの貸し付け機関と

の間に結ばれました貸し付け契約は、これは約束

でございます。その契約の条項に従つて実施を

されるべきと、ただ、交換公文がありますけれども

も、貸し付け契約が結ばれていないものについて

は、今後もう結ばない状態にいたしたい、こう

いうことでございます。

○須藤五郎君 東欧諸国への借款あるいは延べ

いなどはどのように考えていらっしゃいますか。

○政府委員(御座清尚君) 東欧諸国の中でユー

ゴにつきましては、すでにユーゴの国際収支の危機

にあたりまして要請がございましたので、政府借

款を供与しております。そのほかの国につきまし

ては、過去におきまして政府借款を供与した例は

ございませんが、最近におきまして、二、三の東

欧諸国からこれらの国との経済交流の増大に伴い

まして、政府借款の要請といったようなものが

出てきております。しかしながら、これらにつき

ましては、その要請の内容がまだはつきりしない

ものもございますので、今後、諸般の事情を勘案

しながら、鋭意検討を進めていくという現状で

ございます。まだはつきり態度をわがほうとして

おるわけではございませんで、いろいろの事情

がございまして、検討を続けておるといふのが

現状でございます。

○須藤五郎君 じゃ、要求があれば検討して、そ

れに應ずるようによつていきたい、こういうこと

に理解していいですね。簡単にどうぞ。

○政府委員(御座清尚君) 御指摘のとおり、要求

がありましたら、その要求の内容を検討して、検

討を続けていきたいということでございます。

○須藤五郎君 質管令の発動についてちよつと質

問したいのですが、質管令の対象品目としまし

て、二十二品目がきまつたと報道されております

が、どのような品々がきまつたのか、またどのよ

うな選定基準でそれを選ばれたのかという点につ

いて。

○政府委員(増田実君) 質管令の対象品目として

まだ数字は、何品目か確定しておりませんが、大

体十九ないし十八品目というふうに考えており

ます。

選定基準は三つでございますが、一つは輸出寄

与率、それから第二番目には伸び率、それから第

三番目には一年間の実績という三つの基準に基づ

きまして、客観的な基準で品目を選定する、こ

うことになっております。

○須藤五郎君 質管令の対象品目の中には、自転車

や機械類の部分品など、中小企業に關係の深い商

品が含まれておると思つておりますが、質管令の

適用によりまして、中小企業にどのような影響が

あると考へておられるか。また、中小企業に影響

が大きい品目は、質管令の適用をはずすべきでは

ないかと、こう私は考へますが、政府のお考えを

述べていただきたい。

○政府委員(増田実君) このたび質管令対象品目

いたしております品目は、大部分は大企業関連業

種ということになっております。先ほど申し上げ

ました基準もそういうことで、その品種の輸出金

額の非常に大きなものをとらえて、小さいけ

れども伸び率が高いというものは一応はずして

ございます。それにもかかわらず、いま先生御指

摘のように、自転車とか、その他中小企業製品と

いうのは入っております。ただ、質管令で調整い

たしますときも、前年度の輸出をさらに切り込ん

で、そして非常な影響を中小企業に与えてまで調

整をするということではございませんで、私ども

の考へておりますのは、大体、過去の実績を数量

ベースで横ばいにしまして、それ以上伸びており

ますのを半分に押えらる、こういう形でやってお

りますので、中小企業に對しまして非常な打撃を

受けるということがないような配慮をいたしてお

ります。

○委員長(佐田一郎君) 他に御発言もなければ、

質疑は終局したものと認めて御異議ございませ

んか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(佐田一郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これから討論に入ります。御意見のあ

る方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――

別に御発言もないようですから、これより直ちに

採決に入ります。

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案を

問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひ

ます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐田一郎君) 可否同数と認めます。

よつて、国会法第五十条後段の規定に基づき、委

員長において本案に対する可否を決します。

本案については、委員長はこれを可決すべきも

のと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ

を委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議

ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(佐田一郎君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後五時二十三分散会

〔参照〕

派遣報告(九州班)

委員 鈴木 亨弘

委員 小野 明

委員 原田 立

一、目的 北九州地方における産業及び経済事情

等の実情調査

二、派遣地 福岡県 佐賀県 長崎県

三、期間 九月十八日から同月二十二日まで五日

間

第九部 商工委員会會議録第二号 昭和四十七年十一月十日【参議院】

二二三

四、報告内容

(一) 視察日程

まづ視察日程を申し上げますと、九月十九日に三井アルミナ製造株式会社若松工場、新日本製鉄株式会社八幡製鉄所、および洞海湾を視察した後、福岡通商産業局および福岡鉱山保安監督局から所管行政の実情を聴取いたしました。翌二十日は、佐賀県鳥栖市において、県および市当局から開発計画の進行状況を聴取、ついで福岡県大牟田市において市当局から同市の開発状況を聴取した後、大牟田川、三井アルミニウム工業株式会社三池事業所、および三井鉱山株式会社三池鉱業所貯炭場を視察いたしました。ついで二十一日には長崎県において、県当局から管内の産業経済事情に関する説明および要望を聴いた後、三菱重工業株式会社長崎造船所を視察いたしました。

さらに二十二日には、三菱電機株式会社長崎製作所を視察いたしました。

(二) 九州地方の産業の概況および最近の動向
まづ、九州地方全体の産業の概況および最近の動向であります。九州地方は消費地から遠距離にあるという地理的特性を持っているため、産業構造から見ても、二次産業の比重が全国平均よりも低く、一次産業の比重が相対的に高いという傾向があります。このことから、機械工業については、技術の発展が遅れ、素材型工業の構成比が高く、工業出荷額の全国に占める比率が次第に低下しているほか、かつて九州の産業の大宗を占めていた石炭鉱業がいまでは衰退の一途をたどり、炭鉱数は最盛時の四七三鉱が二十一鉱に、また生産量も最盛時の年産二千八百萬トンが一十二萬二百万トンにまで減少しております。

このような状況にある九州地方の産業に対して、昨年後半の国際通貨調整の及ぼした影響は大きなものがありました。その後、鉄鋼増産と輸出造船の隆盛とを中心に、鉱工業生産は回復に向かい始めました。しかしながら、不況

からの完全な脱出にはなお若干の時日を要するものと思われれます。

つきに各産業部門の特徴的な動向を簡単に申し上げますと、流通部門においては、主として域外資本による大規模小売店の新設が大・中都市において目立っているほか、地方都市においても、中央資本との連携による大型百貨店新設の動きが顕著であります。

また中小企業も経済環境が一応安定し、経営状況も順調であり、企業倒産も件数、金額とも減少傾向を示しております。

石炭鉱業においては、需給ギャップに基づく貯炭量は七月末に二百七十萬トンに達しました。本年末の在庫量は二百三十萬トン程度となり、さらに四十八年度以降も年間二、三十萬トンづつ貯炭量が増加するものと予想されております。一方、炭鉱閉山の動きは依然として強く、閉山申請中の二炭鉱のほか、本年度中になお四炭鉱が閉山を見込まれております。このような動きに対して、長崎県知事から閉山くいじめの強い要望がありました。

このような炭鉱閉山に伴って生じるのが石炭鉱害の処理という問題であります。九州地方の残存貯炭量は全国の九十六パーセントを占め、その復旧に必要な経費は一千二百四十八億圓に達しているものであります。今後、計画的総合的復旧を徹底して行なう必要があると考えます。

(三) 公害防止対策の現状

つきに、今回の調査のひとつの眼目である公害防止対策について申し上げます。

(1) 鉱山保安対策

まづ金属、非金属関係の鉱山保安対策であります。福岡鉱山保安監督局においては、とくに水質汚濁、大気汚染および捨石集積場の崩壊に重点を置いて鉱害の未然防止にとり組み、とりわけ鉱山の休廃止時および休廃止後の鉱害防止対策を強化しております。九州管内には休廃止したものを含めて約七百の金属鉱山があり、

そのほとんどが砒素、カドミウム等に関連があります。そこで同監督局では、まづ坑廃水鉱害について問題があると考えられる休廃止鉱山百四十を対象として七ヶ月調査を終わらせ、これまでに社会問題となっていた土呂久、松尾など十数余りの鉱山の鉱害処理を完了いたしました。残余の休廃止鉱山についても、引き続き三年計画で調査が行なわれる予定であり、休廃止鉱山所在の県当局に対しても、調査に加わるよう折衝中であります。

(2) 洞海湾

つきは洞海湾であります。同湾の地理的データは、湾の幅が、湾口で約一千二百メートル、湾奥で三百メートルないし九百メートル、奥行が約十三キロメートル、水面面積が約七・九平方キロメートル、湾奥部だけの面積が約四・八平方キロメートル、水深が平均七メートル、水域内人口が約五十四万人、水域内の市街地面積が約八万五千平方キロメートルとなっております。

洞海湾水域は昭和四十五年十一月二十日旧水質保全法に基づき指定水域として指定され、人の健康にかかる排水基準については即日適用、生活環境にかかる排水基準については六ヶ月または一年後から適用されました。四十六年六月二十四日には水質汚濁防止法が施行されましたが、洞海湾水域については、経過措置として、旧水質保全法に基づく排水基準が、昭和四十八年六月二十三日まで適用されることになっております。また、昭和四十六年五月二十五日、経済企画庁告示により、洞海湾に対する環境基準の類型あてはめが行なわれ、若戸大橋から湾口部にいたる部分はBランクに、また湾奥部はCランクに、それぞれ定められ、五年以内に基準を達成すべき水域となりました。

北九州市当局は、水質汚濁防止法に基づき、法対象工場への立入検査、排水の水質検査等を実施し、改善命令、改善勧告等を行なう水質汚濁の防止に努めております。

一方、四十六年から四十七年にかけて行なわ

れた八回の水質調査によると、洞海湾水域の水質は、生活環境項目のうち、水素イオン濃度(PH)および溶存酸素量(COD)においては、同水域の多くの地点において年平均値が基準値を超えており、健康項目についても、基準値を超える砒素の検出および有機燐等の検出が認められております。

また、湾内の底質については、北九州港管理組合が行なった実態調査によりますと、全般的にかなりの量のシアンおよび鉛が見られ、とくに湾奥部には多量の水銀、カドミウムおよび砒素が検出されており、しかも工場立地のある側において集積が著しくなっております。これらの湾底のヘドロは、その集積状況から見ても、古くからの相当量の未処理排水の排出によるものと推定できるのであります。排水の規制によっても、また潮の干満によっても、ヘドロ自体は減少しないようでありえます。

このような洞海湾水域の状況をふまえて、環境庁は四十六年九月十七日、公害対策基本法に基づき、福岡県知事に対し、洞海湾を含む北九州地域に關して、公害防止協定の策定を指示いたしました。この指示は排水基準の見直し、港湾しゅんせつの実施などを内容としております。福岡県当局はこの指示に基づいて公害防止計画の素案を環境庁に提出、これが現在政府の公害対策会議において審議されているところであります。近く決定、承認の運びになるものと思われれます。

なお、同湾のヘドロ除去対策につきましましては、北九州港管理組合が四十六年一月から、学識経験者など十三名より成る「洞海湾浄化調査研究会」に委嘱して調査を行なった結果、つぎのような結論が出されました。

① 洞海湾のヘドロの総量は約四百八十万立方メートル、そのうちのカドミウム、砒素など有害物質を含むものが約三百三十万立方メートルであり、その除去費用としては七十五億

そこで環境庁は、大牟田川を含む大牟田地域の公害について、四十七年五月三十日、福岡県知事に対し、公害対策基本法に基づき、公害防止計画の策定を命じました。環境庁の示した公害

アルミナ製造過程で廃棄物として生じる赤泥の処理があります。これは酸化鉄を主成分とするものでありますが、処理方法としては、工場から九・五キロメートル離れた脇ノ浦に堆積場を

三池炭使用に伴う排煙脫硫が不可欠の要件でありまして、産炭地域振興政策と公害防止対策との接点に立つてアルミ需要の増大にこたえることが、この事業の使命であります。

この苦境を打開するために電源開発株式会社
によって石炭専焼火力発電所を新設して欲しい
というのが三池鉱業所長の要望でありました。

石炭専焼火力発電所の新設については、長崎県知事からも要望があり、福岡通商産業局においても検討していることとあります。なお三池紙業所長からは、国内原料炭の需要優先、原料炭価格引き上げ、四十七年度運転資金融資、福祉施設助成などの要望もありました。

(5) 三菱重工業(株)長崎造船所

つぎは三菱重工業株式会社長崎造船所であります。同造船所は、新造船二百萬グロストン、修繕船五百五十萬グロストン、陸船用ボイラ三萬トンなど、世界一の年間生産能力を持っております。

同造船所の視察において印象的であったのは、① コンピューターによる設計が可能となったため、原付大の型紙を必要としていた従来にくらべてスペースの節約が可能となり、また設計の熟練工を不要とするにいたったこと。

② 新設の香焼工場において、長さ九百九十メートルに及ぶ新鋭の長大なドックによる船体移動建造方式という新工法を採用したこと。

③ 同じく香焼工場において国会議事堂にすっぽりかぶさる巨大な六百トン内型クレーン、および三百十トントラックの採用に見られるような合理化・省力化を行なっていること、などでありました。

なお当面の経営事情について、同造船所幹部から、「昭和五十年までの受注量は確保しており、当分の間経営上の心配はないが、業界の一部に安値受注の動きが出ており、それが既成の契約単価に影響する可能性が絶無とはいえない」という話がありました。

(6) 三菱電機(株)長崎製作所

また三菱電機株式会社長崎製作所は、タービン発電機などの回転機器、空調装置などの産業機器、および各種の制御機器の生産を行なっております。

同所の視察において私たちの目をひいたのは、とくに制御機器の生産において、ベルト・コンベア・システムをとらず、作業員各自が製

品完成までの工程を一貫して担当するシステムをとり、生産のよこびを持てるように配慮していること、部品のわん曲部の被覆など機械化しきれない工程を中年の女子作業員が手先の器用さで担当していること、週休二日制が定着して作業能率に好影響を与えていること、などでありました。

(四) 地方都市の開発上の課題

つぎに、私たちが訪れた二つの地方都市、佐賀県鳥栖市と福岡県大牟田市とが、それぞれの開発構想において抱えている課題について申し上げます。

佐賀県は、最近の社会経済情勢の急速な変化に対処するため、昭和六十年を目標準次とする長期総合開発計画を四十五年十一月策定いたしました。この計画の基本方向は、九州における中核地域の形成をめざし、農工一体化を基調とする近代産業を育成することでありました。

この佐賀県総合開発計画のなかで、鳥栖市の二つの課題は二つあります。

ひとつは、鳥栖地区における大規模流通基地の形成であります。鳥栖市は、現在の国鉄鹿兒島本線と長崎線、本将来の国鉄九州・西九州新幹線それに九州縦貫・横断両自動車道など、高速交通体系の結節点として、九州地方の要衝であり、新全国総合開発計画においても、陸の大型港湾として位置づけられております。この広域高速ネットワークと併行して、九州と他圏域および九州域内を相互に結ぶ大規模広域流通基地として整備することが、県としてのひとつの計画課題であります。

もうひとつの計画課題は、九州内陸工業地帯の中核として、鳥栖市、佐賀市等を含めた「佐賀東部工業地帯」を形成することでありました。

これら二つの課題を達成するために、「鳥栖商工団地建設計画」が五十年年度建設完了を目標として策定されました。その計画面積は同市藤ノ木地区において約七十一ヘクタール、うち買収予定が約六十六ヘクタールであります。

については鳥栖市が現在用地買収を行なっており、買収面積はすでに予定の半ばに達し、四十七年中に買収を完了したいとのことでありました。

この用地買収については、鳥栖市長からつぎのような説明および陳情がありました。

① 鳥栖市は、さる四十四年度策定の新全国総合開発計画において九州の流通基地として位置づけられ、最近も建設省の地方中核都市整備構想の候補地に挙げられたことなどから、周辺地域に対する大企業の買い占め意欲が顕著であること。

② 現在までのところ、市当局の呼びかけにより、農地所有者は市の用地買収に協力していること。

③ しかし、年間予算規模二〇億円の未満の市にとつて、用地買収費三十七億円をまかなうのは困難であり、大企業の土地買い占めに抗しきれなくなるから、市の用地先行取得に対する国の大幅助成を望んでいること。

④ また、農地所有者の市当局に対する協力を考えるにつけても、市街化地域内の農地に対する宅地なみ課税については、大都市周辺農地と同じ画一的措置をとることなく、軽減措置を講じてほしいこと。

(2) 大牟田市

つぎに大牟田市について申し上げます。

大牟田市は、明治以降、石炭およびその関連企業とともに発展してきた企業都市であります。が、エネルギー政策の転換は、三池炭鉱の合理化、さらには東洋一の石炭化学コンビナートの崩壊をもたらした。同市の社会・経済に深刻な影響を与えました。

その影響の第一は、人口の減少であります。最盛時の三十四年の二〇万八千人が四十七年七月末に十七万人となり、最近五年間の減少率は、全国の人口一〇万人以上の都市のうち最大であります。これに加えて、若年男子の大量流出は、人口構成の老令化、女性化をもたらした。

ております。

影響の第二は、産業面に対するものであります。三十五年以降十年間の非農林業従事者数の伸びは、全国の四十八パーセントに対してわずか四パーセントにとどまっているなかで、産業別就業構成は、二次産業が四十六パーセントから三十六パーセントに減少する一方、三次産業は四十四パーセントから五十七パーセントに伸びており、これに伴って、産業別生産所得の構成も、二次産業が六十七パーセントから五十四パーセントに減り、三次産業は三〇パーセントから四十二パーセントに伸びております。そして生産所得の伸びは、福岡県および全国平均が三倍台であるのにくらべて、二倍にとどまっております。

また中小工業や三次産業の就業者の増加という現象は、三井系大手企業の雇用減少に伴って、他地域に転出できずに滞留している市民の就労によるものと見られております。

このような人口減少および産業停滞のほかに、大牟田市には、企業都市としての性格に由来するいくつかの特有の課題があります。

その第一は、土地利用対策上の問題であります。同市においては、企業立地が都市形成に先行したため、都市中心部を工業地が占め、住宅地をも含めて企業私有地のスペースが大きく、これが土地利用計画を樹てる上で大きな障害となっております。

その第二は、都市環境整備の顕著な立ち遅れであります。これには市の財政力の弱体化、および大手事業所による港、上水道、土地などの私有がからんでおりますが、とくに公共下水道の普及率は類似都市の約二〇パーセントに對してわずか四・六パーセントにとどまっております。同市においては、中心部の浅牟田工場地帯の産業排水を集めて大牟田川が貫流しており、加えて西部が横須、四山の工場地帯に囲まれているため、工場廃液による水質汚濁や、各工場から排出されるばいじん、亜硫酸ガスなどによ

る大気汚染の被害が環境衛生上の大きな問題となっており。

第三の問題点は、市の行財政の弱体化であります。三井系大手企業の停滞は、税収の伸びの鈍化、および失業対策事業等の行政需要の増大という二重の影響をもたらしたのであります。また、さる二十七年まで八〇パーセントを占めていた自主財源率は、四十四年には四〇パーセントを下回るにいたりました。

第四の問題点は、市民連帯意識の希薄なことであり、企業の隆盛期には、一般市民をも含めて企業中心の共通意識が成り立っていたのでありますが、企業の活力の停滞にもなっており、共通意識が薄れる一方、市民の属するそれぞれの組織内での連帯感も強く残らず、組織のワタを超えた市民連帯意識は乏しいというのが現状であります。これは企業都市にありがちな性格であり、したがって、「企業都市から市民都市への転換」をめざす同市にとっては、市民連帯意識の欠如が悩みの種となっているようです。

以上のような分析をもととして、大牟田市当局は四十六年度を初年度とし、六〇年度を目標年次とする「大牟田市総合計画」を策定し、その実現に踏み出したところであります。同計画に基づく同市将来の発展方向は、

① 石炭および石炭関連産業一辺倒の企業都市構造から脱皮して、多面的構造を持つ都市づくりを推進すること。

② 福岡・熊本の間境に位置する地理的特性を生かして、両県の実質的結合の役割を果たしながら、中部有明地方の中核都市としての地位を確立すること。

この第一の課題についていえば、同市の持つ大きな工業集積を有明臨海工業の発展に結びつけ、大牟田工業地帯の内容を強化するとともに、三池港の改修整備による港湾機能の充実をはかり、さらにこれに伴う工業用地造成によって工

業立地の可能性を大ならしめようとするものであります。現実には、すでに三井アルミニウム工業が立地し、その関連企業群形成の可能性も出てきておりますし、さらに長洲地区への不二サッシの立地、日立造船の進出なども実現しているのではありません。もちろん、鉱業についても、その従業員数、生産所得、就業者賃金などの大きさを考えれば、三池炭鉱が大牟田市にとって依然として重要な位置を占めることはいうまでもありません。

また、第二の課題については、従来軽視されがちであった商業において新ショッピング・センター建設と既存商店街とを有機的に結合し、これによって中部有明地方の商業センターとしての地位を確立しようとしております。

このような産業の新たな展開とともに、都市諸条件の整備をはかり、市民の連帯意識を醸成し、市民中心の都市づくりを実現することが、大牟田市総合計画の基本姿勢であり、同時に究極の目標でもあります。

最後に、長崎県当局からつぎのような要望がありましたことを申し添えまして、派遣報告を終わります。

「参議院商工委員会に対する要望書」長崎県（〇印を付した事項は、とくに強い要望のあったもの）

一 中小企業振興対策
(一) 構造改善事業を含む各種高度化事業の円滑な推進を図るため、金融、税制等の検討改善について

(要旨)
中小企業（特に小規模零細企業）の規模の適正化、経営の合理化、近代化を促進するため、構造改善事業、高度化事業の推進を図っているが、税制との調整が十分とはいえない面がある。

従って、県の助成事業として取り上げ実施する高度化事業については、是非税制面その他につき関係省庁との調整を図り、検討改善をお願いする。

又、経済環境の変化と多様化に対応していくには、成長産業への事業内容の転換が必要であるが、これら事業の円滑な転換を図るため、貸付制度、買上げ制度等の一層強力な施策を講じられるようお願いする。

(二) 技術開発研究等技術水準の向上のための施策拡充について

(要旨)
中小企業（特に機械金属製造業）にとって大きな問題の一つに技術水準の低さがある。特に最近のめざましい技術革新に対応し、親企業の要求に応えるためには、技術水準の向上が必要である。

このような観点から、本県においては、本年度から中小企業の技術指導体制の整備の一環として「技術コンサルタント団」を創設し、総合的な技術指導（工程管理、品質管理、生産管理、工場レイアウトなど）を行なうこととした。

コンサルタントには民間の優秀な技術指導者、大学教授を委嘱し、指導は一企業三週間システムをとっている。

又一方、コンサルタントによる試験場職員の質的向上も図る考えである。

しかしながら、県独自の事業には限度があり、完璧を期することは困難であるので、是非国の制度としての措置をお願いする。

更に、技術研究については、個々の企業において実施するにしても、スタッフの不足、組織の不明確、経費負担の困難などの問題点を包含しているため、共同にて研究する共同研究体制の創設あるいは公的研究機関の充実を図ってもらいたい。その際試験場職員等の指導者は国庫補助対象職員とすることについても検討をお願いしたい。

(三) 公害防止の技術開発促進について
(要旨)
公害防止については、最近とみに自然環境保

全の観点から企業の責任において完全処理ができることが要請されており、公害防止処理施設をしなければ円滑に操業を続けていくことが困難となって来ている。

しかしながら、中小企業にあっては、
ア 生産に直接寄与しない施設に対する投資が非常に困難であること。
イ 完全に処理できる公害防止処理施設は、その装置規模が大きく、かつ高額であること。

などの理由から、公害防止処理施設の設置に苦慮しているのが現状である。

従って、中小企業の公害防止処理施設の設置を容易にし、企業の健全な発展を図るため、国において中小企業向けの公害防止のための技術開発及び公害防止処理施設の研究開発を促進するとともに、中小企業者の負担軽減を図るための助成措置を講じられるようお願いする。

(四) 中小企業の範囲拡大について
(要旨)
中小企業の規模範囲は、中小企業基本法に定められているが、最近の経済の大型化、高度化傾向の中にあつて、現行定義は実情にそぐわない面がある。

本県における中小企業施策の推進にあたっては、その事例として

ア 卸田地造成に伴う大手組合員（資本金一、〇〇〇万円従業員五〇人以上）の助成制限
イ 設備近代化資金における中堅企業（資本金五、〇〇〇万円従業員三〇人以上）の貸付制限

など、中小企業の指導的立場にある企業が除外されることが多い。

このような事例は、今後一層多くなるものと考えられ、施策推進の阻害要因となる恐れがあるので、是非範囲拡大の措置を講じられるようお願いする。

(五) 商工指導団体の業務（補助対象事業）の拡

大および補助金の大幅増額について
(要旨)

中小企業をとりまく環境の変化は一層厳しさを増し、指導団体(商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、下請企業振興協会)の役割は重大である。

各団体の事業活動は、それぞれの分野において所期の効果を挙げているとはいえず、多様化した現状においては更に体制を充実する必要がある。

従って、業務の拡大、指導員の増員および補助金について大幅な増額をお願いする。

二 中小企業金融対策

(一) 政府系中小企業金融機関の融資条件の改善並びに国の施策に伴う金融措置における信用補完措置について
(要旨)

四五年以来引続いた今回の不況も、最近ようやく底固めの気運を示しつつあるが、景気回復のテンポは、依然として緩慢である。かかる時期に中小企業の長期的経営の安定のためには、長期かつ低利の資金需要が強いので、政府系中小企業金融機関への政府資金の大幅導入を図り、融資条件等の積極的緩和の措置をお願いする。また、本県の特長事情である産炭地域、離島地域の振興対策として産炭地域特別融資制度の条件緩和ならびに離島金融についての特別融資制度の創設等の措置をお願いする。

更に、政府系中小企業金融機関による特別融資について、債権保全のため、信用保証協会の保証を求める例が多いが、県においては、信用保証協会の健全性堅持の見地から、常に適正保証を求めている現状にかんがみ、国の政策金融については、当該金融機関みずから危険負担を行なうこととし、信用補完によらなくても融資が可能となる措置をお願いする。

(二) 被災中小企業者の救済措置及び融資制度の創設について
ア 特別被災中小企業者の救済措置について

イ 一般被災中小企業者に対する低利融資について
(要旨)

災害による被災者対策は、地域にかかわらず被災者個々を対象として実施すべきで、特に金融については、災害復旧立上り資金であるため、長期低利の資金が必要である。激しい災害指定、局地激しい災害指定を受けた地域内の被災中小企業者に対しては、政府系金融機関による年六・五パーセントの融資はあるが、その他の被災中小企業者の災害復旧立上りについての救済措置はない。従って、県においては被災中小企業者の個人災害救済の徹底及び負担の軽減を図るため、特別被災中小企業者に対しては年三・〇％、一般被災者については年六・五％となるよう利子補給を行なう措置を講じておりますので、県においても次の措置についてお願いする。

ア 特別被災中小企業者については、農林水産関係の天災融資法による救済措置に準じた年三・〇パーセントの融資が受けられるよう措置をお願いする。
イ その他の被災中小企業者については、政府系金融機関が行なう年六・五パーセントの災害貸付の恩恵に浴せず、一般貸付(年七・七パーセント)しか受けられないので年六・五％の融資が受けられるようお願いする。

(三) 中小企業信用補完制度の拡充強化について
(要旨)

中小企業をとりまく環境はきびしく、信用保証協会の役割は非常に重大である。県においては、信用保証協会に対し、出損金の増額、保証料補給及び損失補償を行ない、年保証料の引下げを実施させ中小企業者の金融の円滑化を図っている。

陰料率の引下げ及びてん補率の引上げについてお願いする。

三 中小企業近代化対策

(一) 設備近代化資金の貸付限度額の引上げ及び貸付け対象業種等の拡大について
(要旨)

無利子、長期資金の貸付制度である設備近代化資金貸付制度は、昭和三二年度より法制化され、今日まで信用力に乏しく、資金の自己調達力に弱い中小企業の設備の近代化に大きく貢献してきた。

今日、わが国経済が国際化への進展により、知識集約型産業への移行要請が強い時、この制度の重要性はますます大きくなってきている。

本県の中小製造業は、造船等の下請企業に特化しているが、最近の船舶の大型化、近代化の傾向は下請企業に対しても設備の大型化、高度化を強く要請してきている。このため設備近代化資金に対する需要も年々旺盛であるが、現行の貸付限度の範囲内ではこの要請にそえない場合が非常に多い、従って現行の貸付限度五、〇〇〇千円を一〇、〇〇〇千円程度まで引上げ方をお願いする。

更に、現行の貸付対象業種及び設備は、あまりに細分類されており、業者に対しても不均衡、不合理な面があり、又事務処理も煩雑である。従って貸付対象業種及び設備については、県が弾力的な貸付運用ができるようにご配慮をお願いする。

(二) 設備近代化資金の協議の徹底について
(要旨)

現行、設備近代化資金貸付制度においては、当該企業の金融機関借入が四〇、〇〇〇千円を超える等一定の基準を超えると国と逐一協議しなければならない。

金の一つの貸付目的である早期貸付を非常に困難にしており、貸付効果を減殺しているもので、国との協議を徹底し、県独自で決定できるようにご配慮をお願いする。

(三) 高度化資金の県費負担割合の軽減について
(要旨)

最近の経済情勢の変化もあって高度化資金に対する需要は活発である。本県でも最近の事例としては、投資規模二〇億円を越す佐世保卸団地をはじめ、投資規模数億円単位の事業がめじろおしの状況で、貸付実績も次のとおり増加の一途を辿っている。

四四年度 二五二百万円
四五年度 六三五百万円
四六年度 六九〇百万円
四七年度 七九八百万円(予定)

なお、今後とも、長崎卸団地、中小造船団地等、大型事業が予定されており、次のように爆発的な資金需要が予想される。

四八年度 一、二一七百万円
四九年度 二、四一〇百万円

ところで、この貸付金の財源内訳は、中小企業振興事業団四二％、県二三％負担になっている。県としても極力この負担には、耐えていくつもりであるが、最近の財政需要の大型化に伴ない、財政状況が逼迫の度を高めている。

従って、このまま推移すれば、二三％負担ということが高度化事業推進のセーブ要因にもなりかねないので、県の負担割合を一〇％程度まで引下げ方をお願いする。

(四) 設備貸与機関が行なう設備貸与に伴う機械類信用保険の対象機種の拡大について
(要旨)

設備貸与制度は、小規模零細業者の育成策として採られている制度であり、かなりの効果を上げています。しかし、多くが零細業者であり、信用力に乏しく、債権の保全措置も万全ではないが、物的担保の徴収も制度の趣旨からみても実行しがたい。

従って、債権保全についてはいきおい、機械類信用保険制度に頼ることになる。ところが保険対象機械は、三一機種と少なく、本県の四六年度付保率も五五％にとどまっているので、従って設備貸与機関が行なうものについては、すべて保険対象にされるようお願いする。

○四 工業再配置対策

(一) 工業再配置・産炭地域振興公団による中核団地の造成調査について

(要旨) 企業誘致は、本県経済発展に欠くことのできない事業である。ことに県中部以北は大部分が産炭地域であって、石炭に代る産業導入は県勢振興の大きな課題である。

このため地域の中核企業導入に必要な工業団地造成を是非公団により着手していただくようお願いする。

(二) 誘導地域における工業用地造成等のため、地方公共団体に對し財政援助等の特別措置について

(要旨)

工業再配置法による中核工業団地としては、面積二〇〇〜三〇〇haを対象とし、地方公共団地による用地の取得提供を前提として、公団が用地造成を実施し、企業へ譲渡することになっているが、譲渡されるまでの間地方財政負担が大きくなるが予想されるので、大幅な緩和策を講じてもらいたい。

○五 産炭地域振興対策

ボタ山保全対策に対する特別立法措置について

(要旨)

産炭地域内に散在する多数の炭鉱はた山は、豪雨時、土砂流となつて近傍の河川、耕地、人家等に損傷を与えている。これが防災対策は、現在わずかに国の指定にかかる「危険はた山」についてのみ対策工事が実施されるに過ぎず、大部分は未だ放置の状態であり、加えて管理責任の所在も不明なものが多く、国土保全民生

安定上大きな問題となつてゐるので、特別立法措置により、これらボタ山の災害防止のため、保全対策が迅速、的確に行なわれるよう措置願いたい。

○六 岩石採取場災害対策

廃止岩石採取場の災害対策に対する特別立法措置について

(要旨)

旧採石法当時、採石業を廃止した採取場が数多く見受けられ、採取場の管理は野放しの状態である。

これがため採石場の崩壊、土砂等の流失により、公共施設に被害を与えており、今後更に発生する可能性が充分予想される現状である。

よつて国土の保全、民生の安定のうえから、大きな問題と思われるので、特別な立法措置等により、保安対策が早急に実施されるよう措置願いたい。

七 離島振興対策

離島振興対策の一環として、ホーバークラフトを國が建造し、無償貸与について

(要旨)

本土との架橋が不可能な離島にあつては、船舶は、離島と本土および離島相互を結ぶ唯一の交通機関で、まさに陸の国道に匹敵するものがあり、船舶の高速化にかけける期待は切実なものがある。

ホーバークラフトは時速八〇km〜一二〇kmの高速性をもつてゐるが、まだ量産の段階にないため、船舶が高く、資本力の弱い旅客船業界に對し、その運行を全面的に期待することは、現時点では極めて困難である。

従つて、離島の隔絶性を解消するため、新規輸送手段の開発段階に於ける助成策として、艇を國が建造し、無償で貸与していただくようお願いする。

派遣報告(東北班)

委員長 佐田 一郎

理事 川上 為治
理事 藤井 恒男
委員 阿貝根 登
委員 須藤 五郎

一、目的

電源開発事業、石油資源開発事業及び金属鉱業等の実情調査

二、派遣地

新潟県 福島県

三、期間

十月十六日から同月十九日まで四日間

四、報告内容

まず佐渡鉱山について申し上げます。

御存知の通り、この金山は慶長六年(一、六〇一年)に発見され、幾多の歴史的な変遷を経て稼行されてきたが、明治二十九年に三菱の経営に移り、昭和二十七年からは、三菱金属鉱業株式會社によって稼行され、現在に至つております。

昭和四十三年度から開始されました金鉱山緊急対策では、当金山も、その対象地域となつており、この頃から政府からの交付金一億三千万円を合せて五億九千万円をもつて本格的な探鉱が行なわれました。なかでも四十四年に発見されました西栗脈は、品位が金十四グラム、銀二百四十グラムという極めて良質の鉱脈であります。埋蔵鉱量は八万トンであります。推定埋蔵鉱量は百万トンともいわれているとのことあります。

現在、探掘されております粗鉱量は月五千トン程度であります。金量、当社の直島製錬所と小名浜製錬所へ送られております。なお従業員は請負従業員を含めまして約百十人となっております。

次に、電源開発関係について申し上げます。まず、両津火力発電所は、島内の伸長著しい観光開発に伴う需要の急増に対処するために、昭和四十一年に建設されましたが國最大の鋭の内燃力による火力発電所であります。現

在、三千キロワットの発電機が二台、五千キロワットが二台、合計一万六千キロワットの設備となつておりますが、燃料は、全量、C重油を用いております。

また、新潟火力発電所は、東北地方では八戸火力、仙台火力に次いで昭和三十六年に最新の技術を導入して建設されました出力七十五キロワットの発電所であり、日本海沿岸ではわが國最大の鋭新鋭火力発電所であります。

当発電所は山ノ下工場地帯にありまして、人家に近接してありますので、騒音対策、排煙対策などにつきましては、特に配慮しておりますが、地元民のために、発電所の敷地の一部を緑地として開放しております。

なお、発電所の燃料としては、重油と新潟県に多量に産出する構造性の天然ガスを専焼または混焼できるように設計されておりますが、現在のところ天然ガスが思うように入手できない実情にあることとあります。

次に、奥只見発電所は、わが國でも屈指の豪雪地帯であります只見川上流に昭和三十三年から建設されました水力発電所であります。ダムは、わが國としては最大の重力式のコンクリートダムで、御参考まで申し上げますと、ダムの高さは百五十七メートル、総貯水量は六億立方メートルであります。また発電所は、最大の出力が十三万三千キロワットの発電機三台によって最大出力三十六万キロワット、年間約五億二千万キロワットアワーを発電しております。ここで発電された電力は、大都市周辺の火力発電所の出力でまかなえない夕刻時などの所謂ピーク時に供給されております。

次に、海洋掘きく装置「第二白電号」について申し上げます。第二白電号は海底に眠る石油資源の開発を目的とした移動式の海洋掘きく装置で、昨年、建造費三十八億円で建造されたものであり、世界最大級の二つに数えられる國産第一号機であります。この装置の特色は、第一に冬の日本海のように荒れる海域でも十分に稼

動できるものでありまして、最大風速毎秒六十メートル、最大波高十八・五メートルに耐えることができます。第二に、稼働水深の最大値は二百メートルであり、最大九千メートルまでの杭井を掘さくことができます。

現在、新潟沖十キロメートルで掘さく中で、御参考までに申し上げますと作業費一日八百万円、その他を含めまして、一日一千万円の掘さく費となるそうです。

なお、同装置で、これまでに発見した五層の原油、ガス層のいずれもが、有望であり、噴出口の直径を八ミリメートルにした場合、一本の井戸から日産二百四十キロリットルの原油と、九十万立方メートルの天然ガスが出るということであります。一本の井戸で、これだけの原油が採掘できますのは、わが国では、ますますの規模とされております。また、原油は硫黄分が〇・一パーセントとインドネシアのミナス原油に匹敵する公害防止対策に欠かせない低硫黄原油でありますが、残念ながら今のところ埋蔵量は確かではありません。いずれにしましても、地元では明るいニュースとなっております。

次に視察しました三菱瓦斯化学工業は、旧日本瓦斯化学工業と旧江戸川化学工業が昨年、対等合併した会社でありまして、当新潟工業所は、昭和三十二年に、新潟市とその周辺に埋蔵されております天然ガスを原料として有機合成化学工業に着手しましたわが国で最初の会社であります。敷地が二十万坪もあります広大な工場です。従業員が七百十名で主としてアンモニアを一日四百五十トン、ホルマリンを八十トン製造しております。

最後に、小林工業は、大正四年に創業された洋食器業界でも一番古い会社でありまして、かつ燕地区でも最も大きい企業の一つであります。資本金が二千万円、従業員が三百名の中小企業ではありますが、鍛造から仕上まで同社で一貫作業が行なわれており、年間二十億円の生産高をあげております。製品はラッキ

ウツドの商標のもとに国内、輸出はゞ半々で、アメリカをはじめ世界五十数か国へ輸出されております。なお、金属洋倉器業界は、生産は輸出需要期にあつて堅調に推移しており、ドルショック以前に回復してありますが、採算についてはまだ回復していない現状であります。昭和四十五年より実施中の構造改善事業が対象企業二百三十九社のうち百六十社が参加しており、また集約化も三十グループが完了し、その効果をあげております。視察しました工業団地も、最新鋭の自動加熱炉によります鍛造が偉力を發揮するなど生産性をあげている場面を直接うかがうことができました。

また、金属洋食器組合の理事長より口頭で次のような主旨の陳情がありましたので御紹介いたします。

その一つは、ドルの前貸し制度についてであります。円の再切り上げへの不安が毎日に切迫している感が強い今日でも新しい輸出契約をたてえまなく行なわなければ事業のスムーズな運営ができないのが金属片食器業界の実体であります。もし円が再度切り上げられるようなことがありますと、昨年八月以来の痛手の上に重なる痛手となりまして倒産が相つぐおそれがあります。それを防止する唯一の具体策はドルの前貸し制度であり、輸出契約の成立した額に見合ったドル資金の前貸し制度を政府において緊急に確立していただきたいとのことであります。

次に金利の引き下げならびに審査期間の短縮についてであります。ドルショック、円切り上げその他これに準じて実施されてきました緊急融資制度を今後も実施する場合には、金利を年五分以下に引き下げていただきたいこと、また為替取引安定措置の際の予約手数料を引き下げ、借り入れ手続きを簡略化するとともに審査期間を大幅に短縮し、申し込みから借り受けまでの日時を一月以内にしていただきたいとのことであります。

最後は、現在、円対策の一環として大蔵省な

どが考へております輸出課徴金の制度を金屬洋食器業界には適用しないではいいということではありません。

御承知の通り、当業界では、従来から政府の指導のもとに、アメリカ一千百万ダース、カナダ二百万ダース、西ドイツ三百六十万ダース、EEC二百二十万ダース、イギリス三百万ダース、その他（制限なし）の六地域に分けて輸出の数量の規制を行なっており、文字通りのオーダリング・マーケットイングを実施しておりますが、このような輸出製品にも課徴金を課するのはやめていただきたいとのことであります。今回の視察にあたりまして種々、御協力を賜りました関係者各位に感謝の意を表しまして、私の報告を終わります。

十一月八日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は十一月七日)

一、海外経済協力基金法の一部を改正する法律案

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案
海外経済協力基金法の一部を改正する法律
海外経済協力基金法（昭和三十五年法律第一百七
十三号）の一部を次のように改正する。
第二十号第四号中「本邦からの」を削る。

附
則

この法律は、公布の日から施行する。

第六十九回国会閉会後商工委員会會議錄第一
号中正誤

ハ 三	終わりから 一 二	ハ 三	ハ 三
段	末	間違	間違
行	お話し	お話し	お話し
誤	正	正	正